

京都府立大学

目 次

I	認証評価結果	2-(32)-3
II	基準ごとの評価	2-(32)-4
	基準1 大学の目的	2-(32)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(32)-7
	基準3 教員及び教育支援者	2-(32)-11
	基準4 学生の受入	2-(32)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(32)-18
	基準6 教育の成果	2-(32)-29
	基準7 学生支援等	2-(32)-33
	基準8 施設・設備	2-(32)-37
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(32)-40
	基準10 財務	2-(32)-43
	基準11 管理運営	2-(32)-46
III	意見の申立て及びその対応	2-(32)-51
<参 考>		2-(32)-53
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(32)-55
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(32)-56
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(32)-60
iv	自己評価書等	2-(32)-66
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(32)-67

I 認証評価結果

京都府立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成20年度文部科学省「戦略的・大学連携支援事業（総合的連携型（広域型）」）に採択された「京都発 国公立大学ヘルスサイエンス系共同大学院の創設と総合的連携による大学力強化」に関し、連携大学による推進協議会と、「共同大学院」、「教養教育」、「専門教育」、「研究等」の各部会を設置し事業を実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の2年次編入及び大学院課程の1つの研究科においては、入学定員充足率が低い、又は入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は、明治28年に設置された京都府簡易農学校と昭和2年に設置された京都府立女子専門学校とを母体として、昭和24年に新制大学として発足している。その際に、大学の目的を学校教育法の規定に沿って、「学術の中心として、広く知識を授け人格の向上を図るとともに、深く専門の学術を教授、研究し、特に、京都府民の生活に直結して文芸の発展、産業の振興並びに生活の文化的向上とその科学的合理化に寄与することを以て目的とする。」と定めている。さらに、昭和35年には「学術の中心として、広く知識を授け人格の向上を図るとともに、深く専門の学術を教授、研究し、文化と産業の発展に寄与することを目的とする。」と改正し、様々な面において教育・研究、人材養成、社会への貢献を推進し成果を上げてきている。平成20年4月の公立大学法人化に際しては、特に京都府立の公立大学としての性格を明確に表現するために、新学則で「京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。」としている。

この目的を達成するために、平成20年10月「京都府立大学の理念」を定め、6項目を掲げている。すなわち、（1）京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすこと、（2）総合的な教養教育と体系的な専門教育によって、豊かな知性と教養、倫理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、地域社会と国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成すること、（3）研究者の自由な発想と高い倫理性に基づく独創的な研究を展開し、日本及び世界の学界において最高水準の研究を推進するとともに、京都府を中心とする自然・社会・歴史・文化・産業に関する地域研究を総合的に展開すること、（4）京都府民の生涯学習を支援し、府民、NPO（特定非営利活動法人）、産業界、行政機関、大学等と協力・連携して地域調査研究活動を進め、地域貢献活動を積極的に展開すること、（5）研究交流や留学生の受け入れ・派遣などの国際交流を活発に展開し、学術・文化の交流を通して、国際社会の相互理解に寄与すること、（6）学問の自由な発展をめざすため、構成員ひとりひとりの人権を尊重し、自律的・自発的な探求を保障する。また、構成員には、大学自治の精神に基づいて、教育、研究、地域貢献及び大学運営への参加を求めるとともに、公立大学の社会的使命を果たすため効率的な大学運営を行う。さらに大学活動全般について自主的な点検と評価を行い、第三者による評価を受けて、それらの情報を公開することにより、府民に対する説明責任を果たすこと、である。

さらに、この理念を実現するため、教育・研究・社会貢献・大学運営の4項目にわたる行動の指針を「京都府立大学行動憲章」として定めている。すなわち、「教育」では、(1) すぐれた人材の育成、(2) 教職員と学生がともに学ぶ大学、(3) 分野にとらわれない幅広い教育の推進、(4) 個性的で高いレベルの専門教育の推進、(5) 最高水準の大学院教育、「研究」では、(1) 高度で独創的な研究の遂行、(2) 地域に根ざした研究の推進、(3) 自主的で倫理性の高い研究の推進、「社会貢献」では、(1) すぐれた人材の育成による社会への貢献、(2) 地域社会への貢献、(3) 国際社会への貢献、「大学運営」では、(1) 人権の擁護、(2) 学問の独立の尊重、(3) 対話と相互理解に基づく大学運営、(4) 計画的・効果的な資源の活用、(5) 社会に開かれた大学、(6) 教育・研究環境の整備、を具体的な行動の指針として社会に向けて宣言している。

また、公立大学法人としての目的は、地方独立行政法人法に基づき京都府立医科大学とともに法人定款に明記し、中期目標、中期計画及び年度計画を定めている。各学部の教育目標は、「京都府公立大学法人中期目標」に定められている。

文学部では、「人間の文化的・社会的営為に関する人類の英知を継承して、幅広い教養と見識を育むとともに、京都の歴史・伝統・文化の総合的な教育研究や、京都を文化的側面から捉えた学科横断的な教育を特色として、ことば(言語)と文化・歴史と文化遺産にかかわる専門領域を深く探求することを通じて、豊かな人間性と総合的な視野を持ち、現代社会・地域社会が提起する文化的・地域的な諸問題を担い、また国際化する社会にも貢献し得る人材を育成する。」と明記している。公共政策学部では、「生涯にわたる人間発達を多様に実現する社会(福祉社会)を、個人・NPO・地域コミュニティ・企業・行政などが協働して築くために、京都府の行政や関係団体との密接な連携のもと、より高い政策立案能力や問題発見・解決能力を持って公共に携わる人材、地域における福祉や人間形成の担い手になる人材を育成する。」と明記している。生命環境学部では、「「生命」と「環境」を共通テーマとして、京都府の農林業等の産業や地域社会の活性化に貢献するとともに、安全で安定した食の生産、食環境の向上、生命分子機能の応用、人間生活と住環境及び自然環境と情報環境の向上、森林との共生に第一線で携わることのできる人材を育成する。」と明記している。さらに、各学科の目的及び人材養成に関する目的、その他教育・研究の目的については、新しく制定された京都府立大学学則で詳しく11項目にわたって明記されている。

これらのことから、当該大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的(研究科又は専攻の目的を含む。)が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学院は、昭和45年に農学研究科が設置されて以降、平成13年には、文学研究科、福祉社会学研究科、人間環境科学研究科に博士前期・後期課程が設置されている。その目的については、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。その後、平成20年4月の公立大学法人化に伴って、学部・研究科の改編を行い、文学研究科・公共政策学研究科・生命環境科学研究科として新たに発足している。その際大学院の教育目標について、「人文・社会・自然の諸学術分野における理論及び応用を修得させ、世界水準の優れた研究者を育成するとともに、高度の専門性を持つ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持ち、国際化する社会の中で指導的役割を果たし得る人材を育成する。」と京都府公立大学法人中期目標に明記している。また、各研究科の教育目標を京都府公立大学法人中期計画に規定している。さらに、「京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる学術の理論及び応用を教授研究し、世界水準の優れた研究者を養成するとともに

に、また高度の専門性をもつ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。」と大学院学則に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、学則及び大学院学則に記載されており、それらはウェブサイト、学生便覧、大学院学生便覧に公表され、大学構成員に周知されている。また、「京都府立大学の理念」「京都府立大学行動憲章」を定める過程では、評議会、部局長会議、各学部・研究科教員会議で検討され、大学の目的について認識を深める良い機会となっている。新任教員研修でも、大学の目的が説明され、参加者より「大学の教育の理念から事務手続きまで学べる有意義な時間であった」との回答を得ている。

学生に対しては、各学部・研究科で実施されるガイダンスにおいて学生便覧、開講表に基づき説明がなされるとともに、各学科・専攻の目的等の周知が図られている。

目的・理念等の学外への発信は、ウェブサイトのほか、推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入試等に際し、府内高等学校・予備校等にも選抜募集要項を配布し、当該大学の目的・理念、アドミッション・ポリシー等を周知している。さらに、毎年1回、府内高等学校の進路指導担当者を対象とした説明会を行い、その場で目的・理念を明示している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該大学の理念を実現するために教育・研究・社会貢献・大学運営についての行動指針を「京都府立大学行動憲章」として、広く社会に宣言している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、文学部、公共政策学部及び生命環境学部の3学部を擁し、目的を達成するために、大学としての理念を定めている。これに基づいて各学部が教育研究目的を制定し、それに沿った教養教育を行うとともに、専門分野ごとの学科を設置している。

各学部の学科の構成は、文学部が3学科（日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科）、公共政策学部が2学科（公共政策学科、福祉社会学科）、生命環境学部が6学科（食保健学科、環境デザイン学科、環境・情報科学科、農学生命科学科、森林科学科、生命分子化学科）であり、各学部の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている（平成19年度までは、文学部、福祉社会学部、人間環境学部、農学部の4学部を擁し、文学部が3学科、福祉社会学部が1学科、人間環境学部が3学科、農学部が3学科を置いていた）。

なお、平成21年4月現在では、3年次以上は旧学部・学科の体制にあるが、旧学部・学科から新学部・学科への移行については必要な対応がとられている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

大学の教養教育の目的を達成するために、次の3つの科目群と主題研究からなるカリキュラムを用意している。すなわち、学生が共通に学び、学生教育の基盤をなす基盤教育科目（26科目）、今日の学問の多様化・学際化及び学生の幅広い関心に対応して開設する総合教育科目（44科目）、さらに、各学部で開講される専門科目のうち、概論・入門等の専門教育の基礎科目や教養教育と関連の深い授業科目である展開教育科目（92科目：専門教育・諸課程カリキュラムの関連授業科目の中から編成）の3群と、現代社会の抱える様々な問題に主体的に向き合い、自己の問題意識に即して課題を探究していく主題研究を開設している。また、一部の学部で取り組まれていた大学での学習入門に当たる演習を全学部に広げた「新入生ゼミナール」が1年次前期科目として平成20年度から設置されている。これらの科目を通じて教養教育の全学的・統一的な企画・立案を行うとともに、運営・実施の責任を負う組織として、教養教育センターを設置し、全学の教員がそれぞれの専門分野に応じて科目を担当する一方、必要な非常勤講師も確保して、教養教育の体制を構築している。

教養教育センターは、教務部長が兼ねるセンター長が統括し、常任運営委員会（教養教育に関するカリキュラムの編成、担当教員の編成、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、自己点検・評価活動、経費の配分等についての企画・立案）、運営委員会（常任運営委員会が企画・立案した運営

京都府立大学

方針に基づき、教養教育の実施・運営に当たる)のほか、教養教育科目の企画・実施を担当し、カリキュラムの編成や担当教員の選考を行う6つの分野別小委員会(各分野の教育の実施・運営を行う)が設置されている。センターには事務局が置かれ、学務課長がセンター事務局長を務め、学務課教務担当3人の職員が事務を担当している。

また、当該大学と京都府立医科大学及び京都工芸繊維大学との連携による教養教育の共同化の検討・準備が進められ、平成19年度から単位互換が実施されている。このほか大学コンソーシアム京都に参加している46大学・短期大学が提供している科目からも単位互換科目を履修することができる。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院の目的を中期目標に明記するとともに、各研究科の教育目標を当該大学の中期計画に規定している。これに沿って、文学研究科(国文学中国文学専攻、英語英米文学専攻、史学専攻)、公共政策学研究科(公共政策学専攻、福祉社会学専攻)、生命環境科学研究科(応用生命科学専攻、環境科学専攻)の3つの研究科を設置している。

各研究科とも博士前期課程と博士後期課程を設置している。なかでも、特色のある取組として、生命環境科学研究科の遺伝子工学研究室、細胞工学研究室は研究科に属すると同時に、京都府農林水産技術センター内の生物資源研究センター基礎研究部の研究室でもあり、教員は同センターの研究員を兼任していることがある。このシステムは京都府にしかないユニークなシステムであり、公立農業試験研究機関と大学が密接に連携した、新しい形の研究体制を目指しており、大学院生もこのシステムの中で高度で実質的な研究指導を受けることができる。

なお、現在の大学院の体制は、平成20年度から実施に移されたものであり、平成21年4月時点では、旧体制の4研究科(文学研究科、福祉社会学研究科、人間環境科学研究科、農学研究科)の合計10専攻(文学研究科国際文化専攻のみ修士課程で他の9専攻は博士前期課程と後期課程を持つ)と並存している。しかし、旧体制から新体制への移行措置については、各該当分野の教員グループが教育研究の指導に当たっており、スムーズに移行対応が行われている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

大学には、附属施設として、附属図書館、教育研究の実践の場としての生命環境学部附属農場及び同演習林、また、地域連携及び産学連携を深め、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的とした、地域連携センターが設置されている。

以上の3附属施設及び1センターは学生教育・支援、研究支援、地域社会連携等に幅広く貢献する活動を行っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究活動に関する重要事項を審議する機関として、全学には教育研究評議会があり、学部（研究科）ごとには、学部教授会（研究科会議）を置いている。教育研究評議会は月1回、教授会は月2回定期的に開催されている。教育研究評議会の構成は、法人化前の評議会と比べて、学部選出の委員を減らす一方、広報、自己評価、地域連携、国際交流の責任者がメンバーに加えられ、大学としての意思決定や意見調整にとどまらず、教育研究機能の高度化が図られている。教育研究評議会への提案・報告事項は、事前に部局長会議に諮っている。学部では、教授会以外に学科会議を行い、学科の教育研究に関わる事項について協議を行っている。

教育研究評議会における審議事項は、議事録（大学ウェブサイトで主要事項を公開）に見られるように、学則に定められている議題、（1）中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの、（2）中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの、（3）学則及びその他の教育研究に係る重要な規程等の制定及び改廃に関する事項、（4）教員の人事の基準及び方針に関する事項、（5）予算に関する事項、（6）教育課程の編成に関する方針に係る事項、（7）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、（8）学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、（9）教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、（10）その他教育研究に関する重要事項、について審議している。

教授会（研究科会議）においては、教授会規程に定められているように、（1）学部に関する規程等の制定及び改廃、（2）学部長及び教育研究評議会委員の選出、（3）学部教員の選考、（4）学部予算、（5）学部における教育課程の編成及び授業科目等、（6）学部学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業等、（7）その他学部の運営等が審議されている。

これらのことから、教授会等は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとして判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務関係の委員会としては、教育基本方針の立案、教育課程の運営・実施等、教務に関する事項全般を所管する教務部委員会が設置されている。同委員会は、教務部長、教養教育センター副センター長2人、教育職員養成課程運営協議会副委員長2人、各学部・学科及び大学院研究科各専攻から選出された各1人の教員、学務課長によって構成されている。教職課程の授業計画・実施、教育実習の計画・実施等を担当する教育職員養成課程運営協議会が設置され、教務部長、教職課程担当教員及び教職課程を設置している全学科から選出された各1人の教員等によって構成されている。

教務部委員会には、教育課程検討部会（教育課程、教育プログラムの企画立案及び教育拠点形成等に関する事項を担当）、FD部会（教育機能・教育方法の開発・高度化に関する事項を担当）、人権教育部会（人権教育の基本方針、カリキュラムの企画・運営に関する事項を担当）、教育課程運営部会（時間割編成・教室配当、学生便覧作成・履修ガイダンス等、教育の実施運営に関する事項を担当）が置かれている。

平成20年度、教務部委員会は6回開催され、教養教育センター運営委員会は3回開催され、新たな学部・

京都府立大学

学科体制における教育課程実施に当たっている。また、平成20年11月5日には全学FD研究集会が開催され、学生アンケートを踏まえた、授業改善の取組について報告・討論を行っている。人権教育に関しては、教養教育科目「人権論Ⅰ」（人権に関する法理念・制度、歴史、思想）、「人権論Ⅱ」（文化、社会、自然科学と人権）のカリキュラムの企画や運営等を内容として、3回の部会が開催されている。さらに、教育課程検討部会では、会議及び学部・研究科との調整を通じて、異なる曜日への授業振替を最小限に抑えるなどの学年暦の改善を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 生命環境科学研究科の遺伝子工学研究室、細胞工学研究室は当該研究科に属すると同時に、京都府農林水産技術センター内の生物資源研究センター基礎研究部の研究室でもあり、教員は同センターの研究員を兼任するというユニークなシステムを持ち、学外の公立研究機関と緊密な連携の下に新しい形の研究体制を敷いている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制のための基本方針は学則に定めている。すなわち、旧体制では教員2、3人からなる小講座制と学科単位の大講座制（文学部国際文化学科）とが混在していたが、平成20年4月からは、原則として学科を基本単位とする大講座制とし、適切かつ柔軟な教員配置が可能となっている。なお、生命環境科学研究科は部局化を行っており、教員は研究科の専攻に所属していて、学部の教育も担当している。また、学年進行中の3年次以上は旧学部体制で教育を行っている。大学院においては、文学研究科及び公共政策学研究科は学部組織に対応する形で編制されている。

このほか、教育研究評議会、総合企画会議、部局長会議、各学部・研究科教員会議、学科主任会議、学科会議を開催し、教員組織の連携体制が有効に確保されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任34人（うち教授17人）、非常勤30人
- ・ 公共政策学部：専任26人（うち教授12人）、非常勤34人
- ・ 生命環境学部：専任95人（うち教授39人）、非常勤70人

資料から、多くの主要な授業科目については教授・准教授が担当している。

しかし、専任教員で開講できない科目に対しては、非常勤講師を雇用している。平成20年度における全開講科目数1,126のうち専任教員が担当する授業科目数は819で、その比率は72.7%である。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 32 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 公共政策学研究科：研究指導教員 17 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 生命環境科学研究科：研究指導教員 87 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 公共政策学研究科：研究指導教員 8 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 生命環境科学研究科：研究指導教員 48 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 39 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するために、教員人事において年齢構成のバランスへの配慮を行い、また積極的に公募制を採用し、必要に応じて外国人教員を確保するなどの措置を講じている。

教員の年齢は、30 代から 60 代まで、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、バランスのとれた構成となっている。女性教員の割合は、大学全体で 15.2%であり、すべての学部・研究科で女性教員が採用されている。また、外国人の専任教員も 2 人採用されている。

公募制による採用実績からみて（旧体制）、4 学部とも教授・准教授・講師・助教について積極的に採用が行われている。平成 20 年度から新たに制定した京都府立大学教員選考規程第 2 条第 3 項では、「教員の採用の選考は、公募によることを原則とする」として、すべての採用人事において原則公募によるものと定めた。

さらに、専任教員以外に特任教員規程、客員教員規程を設けて、プロジェクト研究への参画や、著名人による講義を行うなど、学外の人材の教育研究への登用を図っている。

研究面では、大学の目的に明記した京都府立の公立大学として、京都府における知の拠点として諸分野にわたる真理を探究し、その成果を諸方面に活かすとの目標を達成すべく、地域貢献型特別研究として、毎年 20 数課題の京都府に関わる地域研究・調査研究に取り組み、その際学外を含めた学部横断的な研究グループが組織されることで、教員組織の活性化につながっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇格に当たっての基準等は京都府立大学教員選考規程第3～8条に、教授、准教授、講師、助教、助手の資格基準が職名ごとに明確に定められている。また、その運用については、学部・研究科ごとの教員選考内規で定められており、教員選考委員会を設置して、当該学科・専攻の指導及び担当教員の資格に関する選考基準を設け、選考基準に照らして選考が実施されている。

学士課程における教育上の指導能力については、その履歴、経験年数及び教育業績を参考に審査している。また、大学院における教育研究上の指導能力については、専門分野、職位別に必要論文数等の基準を定めて、それに基づき審査している。

非常勤講師の採用については、非常勤講師規程に基づき各学部・研究科教授会及び教養教育センター運営委員会で審議・承認している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価については、中期計画の期間（平成20年4月1日～平成26年3月31日）において、教員の多様な実績が公正に評価されるよう、教育活動、研究活動、学内運営、社会貢献等の諸活動を要素とする業績評価システムを構築するとしている。これまでの間に、導入の具体化に向けて法人理事会で議論されるとともに、他大学への調査を実施し、導入に向けての本格的な検討を行っているところである。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の採用及び昇任に際して、担当する授業科目の教育内容に関連する研究業績があることが、重要な審査基準に含まれている。さらに、採用又は昇任後も研究業績は追加されているので、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と関連する研究活動が行われていると言える。実際、教員の研究活動及び主な研究業績と担当授業科目との関連について、当該大学の教員データベース及び開講表（シラバス）をウェブサイトで確認した結果、研究内容が教育内容によく対応していることがわかる。

これらのことから、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学では、教育課程を展開するために必要な事務職員及び技術職員が、事務局管理課及び企画室、学生部学務課、附属図書館、生命環境学部附属農場及び同演習林に配置され、全学の教育研究への貢献を行っている。このうち、平成20年4月の組織改編において学務課の学部事務と教務係を教務担当に統合し、履修登録窓口の一元化等、学部・大学院教務事務体制の改善を行っている。

また、TA等の教育補助者については、各学部における実験・実習・演習を中心として活用を図っている。平成20年度にTA予算の増額が図られ、各学部の教育支援体制が充実された。平成20年度には学部・研究科でのTA数の合計が123人と急増している。なお平成19年度の合計数は46人である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学の理念・目的及び行動憲章を平成20年度から定め、それに則った各学部及び研究科の特性を活かしたアドミッション・ポリシーが定められており、ウェブサイトに掲載して公表するとともに、大学記者クラブ等でも発表している。また、入学者選抜要項や一般選抜学生募集要項及び大学院学生募集要項にアドミッション・ポリシーを掲載し、京都府内高等学校に郵送するとともに、オープンキャンパスへの参加者（平成20年度約2,600人）、進学相談会・大学見学会等でも配布している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程においては一般選抜として前期日程及び後期日程、特別選抜（推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入試、外国人留学生）及び編入学による入学者選抜を実施している。

一般選抜では、大学入試センター試験により幅広い基礎学力を評価し、さらに個別学力試験の結果を判断し、また後期日程の一部の学科では実技、小論文を加えることで、各学部・学科がアドミッション・ポリシーに明示されている、当該大学の求める学生像に沿った学生を受け入れている。特別選抜の推薦入学、AO入試では、推薦書（自己推薦書を含む）、調査書、面接、小論文等を中心にして、志望理由の強さや学習意欲、基礎知識等を総合的に判断して、各学部・学科が、求める学生像に適した入学者を選抜している。また、外国人留学生の選抜については、日本留学試験及びTOEFL等の成績が各学部の定める基準に達していることが出願資格としての条件であり（コミュニケーション能力の適性の判断）、これと基礎学力を判断するための科目の筆記試験を課して総合的に適性を判断している。さらに編入学については専門科目、英語の筆記試験、面接結果を総合判断して適性を判断している。

大学院課程では、一般選抜と特別選抜（社会人、外国人留学生）による入学者選抜を実施している。一般選抜では博士前期・後期課程とも筆記試験（専門科目と外国語：英語）、面接、口述試験、成績証明書の結果を総合して判定している。また、特別選抜（社会人、外国人留学生）においても筆記試験（専門科目）口述試験（専門科目）で、外国人留学生選抜ではこのほか英語の試験や面接によって、専門的知識、学力、研究意欲等を総合的に判定している。すなわち、各研究科の求める学生像にふさわしい学生を選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人、編入学生については、一般の入学者と同じアドミッション・ポリシーに沿って筆記試験、口述試験、小論文、面接等多様な方法を取り入れて受け入れている。

なお、編入学生募集要項については、アドミッション・ポリシーに関する記述がなく、平成22年度入学試験から追記することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に関わる事項について審議し、入学試験の実施に関する企画・運営のため、入学試験運営委員会、大学院入学試験運営委員会を設置しており、また学部及び研究科の入学者選抜制度について調査研究し、必要な提案を行う入学者選抜制度検討委員会を設置し活動している。なお、これら3委員会は、平成20年度からは入学試験委員会に統合されている。

入学試験問題の作成に当たっては、教科・科目ごとに出題委員が任命され、アドミッション・ポリシーに沿った入試問題を出題している。例えば、文学部では各学科ともに、国語、地理歴史（センター試験では公民も選択可能）、外国語の3教科を課している（後期日程第2次試験を除く）。出題委員により作成された問題は、5段階のチェック体制により、出題・合否判定ミスが出ないようにチェックしている。すなわち、入試問題作成者によるチェック、各科目の専門家の解答によるチェック、印刷後の学生部長等による事務的点検及び出題者による最終チェック、試験実施日における出題者の解答案作成によるチェックである。

入学試験の実施に関しては、学長を本部長とする試験場本部を設置し、入学試験が公正かつ適正に実施される万全の体制を組んでいる。

試験当日の試験監督及び警備等の関係者への留意点については、監督要領及び実施要領等を作成し、事前の説明会で周知徹底を図り、万全の体制で臨んでいる。

各選抜の合否決定に際しては、採点作業を経て作成される合否判定資料を基に、各学部教員会議において合否を決定している。なお、個別学力試験においては、外部から問題についての評価等があれば、その内容を次年度に反映させている。

学長を責任者とする入学試験委員会が入学試験の全般を統括し、責任を持っている。また入念な入試ミス防止の措置も講じており、試験の実施についても万全な体制である。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

アドミッション・ポリシーを明文化して入学者選抜を実施したのは、平成17年度以降であるため、入学生を追跡調査等による検証は緒についたところであり、学年進行によりデータを蓄積している。

選抜方法の検証及び改善については、入学試験委員会において、報告される入試に関する諸データ（合

格者数、入学者のセンター試験及び2次試験の成績等)を基に分析を行い、入学者選抜の改善に活用している。

平成20年度には、この委員会を7回開催し、一般選抜及び特別選抜(推薦・AO)制度による入学者の追跡調査等を実施するとともに、入試制度に関する評価・課題等についての報告の取りまとめに向けて検討を行っている。

なお、平成20年度から入学試験委員会に入学者選抜制度等の検討に関する専門委員及び専門委員主任を設け、大学及び大学院の入学者選抜制度について調査検討しているところである。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われつつあり、その結果を入学者選抜の改善に役立てつつあると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は次のとおりである。(ただし、平成20年4月に設置された文学部、生命環境学部、生命環境科学研究科は、平成20～21年度の2年分、また、平成21年4月から開始した文学部、生命環境学部の2年次編入は平成21年度の1年分。)

[学士課程]

- ・ 文学部：1.08倍
- ・ 文学部（2年次編入）：0.00倍
- ・ 公共政策学部：1.06倍
- ・ 公共政策学部（3年次編入）：0.96倍
- ・ 生命環境学部：1.07倍
- ・ 生命環境学部（2年次編入）：0.16倍

[博士前期課程]

- ・ 文学研究科：1.30倍
- ・ 公共政策学研究科：1.08倍
- ・ 生命環境科学研究科：1.17倍

[博士後期課程]

- ・ 文学研究科：0.96倍
- ・ 公共政策学研究科：0.90倍
- ・ 生命環境科学研究科：0.99倍

なお、学士課程の2年次編入については、改善の傾向にあるものの、入学定員充足率が極めて低い。また、文学研究科（博士前期課程）については、入学定員超過率が高い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の2年次編入及び大学院課程の1つの研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の2年次編入及び大学院課程の1つの研究科においては、入学定員充足率が低い、又は入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学は、掲げる理念や行動憲章、学則の目的に基づき、専門的知識と技能を持った人材の育成を図るとともに、広い視野と深い教養に基礎付けられた総合的な判断力と豊かな人間性を育成するために、教養教育科目と専門教育科目を設けて、両者の有機的関連に留意した教育課程を編成している。各学部・学科ではディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を設定し学生便覧にて明示して周知を図るとともに、各授業科目の内容は、教養教育科目、専門教育科目とも開講表（シラバス）に詳細に示している。

平成19年度までは、教養教育では基礎科学、総合科学（A群、B群）、外国語の3つの科目群を設定して、基礎的な学問についての理解を深めることを重視してきた。また、専門教育については、学問研究の動向や成果、社会的要請、資格等を含む人材養成の必要に応じて、各学部・学科等が責任を持って体系的な教育課程を編成し、専門教育科目を開設してきた。

平成20年度から、新たな学部・学科体制の発足に伴い、教養教育も専門教育も新しいカリキュラムを構築している。

新たな教養教育科目は、6つの目的をもって開設され、(1) 基盤教育科目、(2) 総合教育科目、(3)

展開教育科目、(4) 主題研究の4つに区分される。学生の多様なニーズに対応して科目選択の幅を拡大しつつ、今日の時代・社会にふさわしい知性と教養を育むとともに、論理的思考やコミュニケーション能力、課題探求型教育や京都という地域性を重視して、専門教育への有機的関連を図っている。

新しい専門教育科目においても、各学部・学科において学問研究の動向や成果、社会的要請、人材養成の必要を踏まえて設定されたディプロマポリシーやカリキュラムポリシーに従って体系的な教育課程を編成している。さらに、学問分野や社会的要請に沿った、主題別の特色ある履修プログラム等を設定している。すなわち、文学部共通コースプログラム(京都文化学コース、英語コミュニケーション・プログラム、文化遺産学プログラム)、公共政策学部副専攻制度(社会福祉プログラム、人間形成プログラム、社会保障プログラム、自治体政策プログラム、地域力形成プログラム)、生命環境学部(環境・情報科学科の主コース・副コース制)のように地域社会の京都と密着した特色ある履修プログラムである。卒業要件として、124~130単位を設定し、その中で教養教育には38~42単位、専門教育には84~92単位が充てられ両者がバランスよく配当されている。展開教育科目は基盤教育科目、総合教育科目とともに主題別履修モデルコースを構成する科目群であり、主体的発展的に課題探求型学習を促す「主題研究」へとつながるよう配置されている。また、専門教育では、必須科目、選択必須科目、選択科目、自由科目を配置して幅広い教育を目指している。さらに、学問分野や社会的要請に沿った、主題別の特色ある履修プログラムを設定し、学生が特に興味を抱いたテーマを自由に取り上げ、主体的発展的に行う課題探求型学習で、卒業時に修了認定を行うなど工夫している。

加えて、大学コンソーシアム京都をはじめ、京都府立医科大学並びに京都工芸繊維大学との単位互換を積極的に行っている。

また、専門分野の講義に加えて、実験、実習、演習にも重点を置いて、当該分野の技術の習得に力を入れている。それとともに、各専門分野に対応した免許状や受験資格・登録資格等が得られる諸課程を開設し、所定の科目を履修し単位を修得した者にこれら専門の資格等が取得できるように工夫している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ：平成20年度から、新しい教養教育カリキュラムを構築し、基盤教育・総合教育・展開教育の各科目及び主題研究を設けて、学生の多様なニーズ、学術の発展動向等への対応を強化している。また、学則第32条に基づき、いくつかの学科では、従来より専門教育科目について、履修した他学部等の開設授業科目を自由科目として卒業に必要な単位に認定するなどして、科目選択の幅を拡大するなど学生のニーズに応えている。

学則第37条により、他大学等の授業科目の履修を認め、他大学等との単位互換としては、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との単位互換制度や大学コンソーシアム京都の単位互換事業(科目提供と受講生受入)へ参加し、利用学生数も多数いる。

また、インターンシップについて、大学コンソーシアム京都の事業紹介のほか、京都市教育委員会等と協定締結による学校ボランティア活動等、事業所個々との連携等にも取り組んでいる。

研究成果の反映、学術の発展動向：教員は、生命環境学部は研究科、他の2学部は学部内に所属する組織形態になっている。研究科に属する教員は学部を兼務し、教育に当たっている。それぞれが、関連する学問分野の研究成果や学会の動向を取り入れ、講義、演習、実験、実習等を担当しており、専門教育科目及

ひ教養教育科目について、担当教員の専門分野の研究を活かした教育を行っている。

社会からの要請：教養教育科目の「現代社会とジェンダー」（2単位）は、ジェンダー教育の社会的必要性を自覚した学内の教員有志が、平成13年度から開講し、授業の成功に向けて担当者会議を毎年3回開催し、平成20年度まで延べ32人の教員が授業を担当している。

専門教育科目では、文学部が京都に位置し京都と関わりの深い文学や文化、歴史を研究対象とする学部であることから、学部共通プログラムの一つとして副専攻「京都文化学コース」を設けている。生命環境学部では、京都府が全国で初めて取り組んだモデルフォレスト運動に関係して、古都の森林景観の急激な変化についてのシンポジウムを平成17年から毎年開催し、ニッセイ財団からの研究助成により推進した研究成果を出版している（『古都の森を守り活かす』京都大学学術出版会）。これらの成果を教養教育科目の中の総合教育科目の「京都の自然」、「環境共生教育演習」等において講義している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業では、それぞれ予習復習を促す工夫がなされている。例えば、文学部では演習・史料講読等の科目において、参考文献の紹介や関連史料の指示等を事前に行い、予習や事前学習を促している。日本・中国文学科では、試験により評価する一部の科目を除き、各授業とも前後期にレポート提出を義務付け、教育的効果を上げるためコメントを付して返却している。また、各演習では担当時に詳細なレジュメ作成を課すほか、報告後修正を加えてレポートとして提出させるなど丁寧な指導を行っている。生命環境学部の「森林環境学」では、授業時に配付する資料の末尾に5問程度の問題を示し、4、5回の講義に1回はこれら問題について的小テストを行うという、復習を促す仕組みを設けている。

導入期教育として新入生必修の「新入生ゼミナール」では、学習マニュアルを作成し、資料検索、レジュメ作成、討議、レポート執筆等を示して学習方法の向上を図っている。

このように、学生が十分な学習時間を確保するような工夫がなされており、きめ細かな指導体制と相まって単位の実質化を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学部・学科の教育目的及び特徴に応じて、開設する授業科目は講義、演習、実験、実習等といった多様な授業形態を組み合わせ、バランスを考えて配置している。また、各内容に応じて学習指導法においても様々な工夫を行い、例えば、平成20年度から開始した新教養教育カリキュラムにおける初年次の少人数ゼミ「新入生ゼミナール」の全学導入（42ゼミ開講、1ゼミ当たり9～12人で平均10.5人）やフィールドワークを核とした「環境共生教育演習」の新設、京都学等9つの主題別履修モデルに沿って主体的発展的に課題探究型学習を促す「主題研究」の設置、実習授業へのTAの配置等を行っている。

生命環境学部の一部の学科において化学、物理学、生物学の3実験を必修とし、基礎学力が実際の研究に必要なことを実感させたり、専門教育では、各学部・学科とも演習、実験・実習に重点を置き、講義での理論・技術の解説をフィールド等実践の場で体験し、体得させている。また、地域での実践現場の訪問・見学・調査を行っている。これらはすべて少人数教育方式をとり、TAによる演習、実験・実習の補助を活用して、学生一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい指導を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育課程の編成趣旨に沿って、年度ごとに開講表（シラバス）を作成し、年度当初の履修ガイダンス時に全学生に配付するとともに、ウェブサイトに掲載して、学生の科目選択に資する情報を提供している。開講表は教養・専門、学部・学科ごとに配置するとともに、科目ごとに科目名・単位数・担当者・履修条件・テキスト及び参考書・成績評価の方法・授業概要（テーマ・ねらい）・授業計画を掲載している。平成20年度から成績評価欄に評価方法だけでなく、評価の基準を明示する統一様式へと改善し、また教員がウェブサイト上でシラバスの作成・登録を可能にしている。平成21年度には評価基準の明示等、シラバス作成上の注意事項を具体的に示すなどして一層の改善を促している。

シラバスの利用状況については、「学生による授業評価」アンケートの中で「事前に関講表を十分に参照しましたか」という調査項目を設けて、学期ごとに集計、公表している（全学平均（講義）で5段階中3.66）。また、アンケートでは、講義を受けた後の感想を学生に書かせて、肯定的な評価と批判的な評価を「学生による授業評価に対する担当教員の報告書」（個別報告書）に取りまとめ、この授業評価の内容を踏まえての今後の授業改善に活かしている。

授業担当者はこのアンケートに記載された学生の意見を踏まえ、例えば「開講表に、どのような授業内容になるのか、より具体的に書く。」「開講表の内容に変更がある場合は変更内容を受講生に知らせるようにする。」「開講表の内容を改善し、評価は上がった。まだ改善の余地がありそう。」と、今後の授業改善の一つとしてシラバスの改善を掲げるなどしている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、さらに改善すべき工夫も行われ、かなり良く活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自学自習については、施設面では、図書館、図書資料室、情報処理室等が設置されている。図書館には、開館時間内に常時学生が自由に使える自習室のほか、申し込み制の共同研究室、個室を用意している。開館時間は、9時から21時までである。情報処理室は、講義のない時間は、学生が自由に使うことができる。公共政策学部では、全学年用の実習室5（パソコン5台設置）、4年次用の実習室2及び同3（実習室2にパソコン4台設置）を常時利用可能とし、日頃からの自主学习並びに卒業論文準備に活用させるとともに、社会調査実習室（パソコン10台設置）を自主学习スペースとしても利用可能とするなどして、不足しがちな専用自習スペースを補う対応をしている。

学生の自主的な活動促進のために、例えば、文学部歴史学科では、「古文書を読む会」（史学演習室Ⅰ）において教員がテキストの選定や直接参加するなど支援している。公共政策学部では、公務員志望者の自主的な学習会を教員が支援している。生命環境学部では、附属演習林、森林科学科の教職員を中心に、森林整備に関する学生のボランティア団体「森なかま」の年間を通じた演習林での活動を支援している。

基礎学力不足の学生への対応については、高等学校未履修科目への対応として、生命環境学部においては「化学実験及び同実験法」、「物理学実験及び同実験法」、「生物学実験及び同実験法」において基礎的な事項を実験によって理解を深めるように指導している。

また、学部教授会・学科会議等で学生の状況を共有する中で、個別対応・指導が必要なケースを把握し、クラス担任、ゼミ担当教員等が対応に当たる体制をとっている。1年次から3年次については、主にクラ

ス担任が対応し、ケースによっては担任が学生の単位修得状況を教務システムによって把握し、個人的に学生と相談指導することもある。4年次以上については、少人数指導体制を活かして、卒業論文等の指導教員が直接、常時、学生の勉学の状況を把握し、相談等に応じるなどしている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-4④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-5⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価については、試験をもって行い、優、良、可、不可の4段階で表され、優、良、可を合格とし単位が与えられる（学則第35条）。開講表では授業科目ごとに、成績評価の方法・基準を明記し、学期末の定期試験、学期中の小テスト、随時出される課題や出席の取り扱い等が詳述されている。こうした基準に従って採点、成績評価が行われる。

また、卒業認定については、一定期間以上在籍し、学則第32条別表第3に示す卒業に必要な単位を修得した学生の修得単位数が各学部教授会に報告され、審議を経て、卒業資格が認定される。そして、卒業資格が認定された者に対して、学長が学士の学位を授与する（学則第45条）。これらは学生便覧、開講表に明示し、年度始めの履修ガイダンスにおいて、学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

授業によっては、学生から提出された学期末レポートや実験レポートについて、コメントを付して返却するなどして、成績評価を公表している場合がある。

成績評価等の正確性を担保するために、学生は成績評価等に疑義がある場合、学務課教務担当にその旨を申し出ることができ、このことは学生便覧、開講表に明示して周知を図っている。授業担当教員は、学務課教務担当から連絡を受けた後、保存する試験答案やレポート、採点結果等、成績判定根拠資料を調査・点検し、学生の申し出に対応することとしている。ただし、現状としては試験答案やレポート等に関する統一した保存期間を全学的には定めていない。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

＜大学院課程＞

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学院では、掲げる理念や行動憲章、学則の目的に基づいて、研究科・専攻ごとにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を明確にしている。

文学研究科3専攻（国文学中国文学、英語英米文学、史学）、公共政策学研究科2専攻（公共政策学、福祉社会学）、生命環境科学研究科2専攻（応用生命科学、環境科学）でそれぞれ構成されている。

文学研究科については、国文学中国文学専攻では、高度で専門的な知識と国際化への対応力を備え、既成の価値観にとらわれない独自の問題意識を育み、解決していく力を身に付けた「高度な専門知識を備えた職業人」並びに「研究者」を育成することを方針としている。この方針に則り、博士前期課程の授業科目は、講義・演習・特別研究から構成されている。また、各専門種目の複合的な分野の和漢比較文学を設けている。博士後期課程の授業科目は「特殊研究演習」と「特別総合研究」（必修）から構成されており、「特別総合研究」では、口頭発表形式の授業が行われ、研究者として必要な学問的課題を自ら解決していく力や表現力を鍛えている。

英語英米文学専攻では、専門分野に関する高度な専門知識を身に付け、専門分野の諸課題を幅広く理解する知識・理解力、日本語と英語を用いて専門的な議論をし、発表を行い、論文を書く技能等、様々な専門的な技能を養い、文化交流や異文化理解の重要性を認識しながら社会の諸問題に対処できる創造的思考力を身に付けることを方針としている。これに則り、授業科目は講義・演習から構成されている。特に異文化理解のために、ドイツ文学・フランス文学の講義も開講している（博士前期課程）。博士後期課程では、授業科目は各専門分野の「特殊研究演習」、「特殊総合研究」（必修）、「特殊比較研究演習」から構成されている。異文化の理解を深めるために「ドイツ文学特殊研究演習」も開講している。

史学専攻では博士前期課程は自立して研究を行うために、史資料、外国語文献を自由に扱える能力、独創性の高い研究が行える能力、文化遺産についての調査・保存・活用ができる能力の涵養を方針としている。これに則って、学部教育との有機的関連を重視し、授業科目は講義・演習・特別研究から構成されている。史資料・文献等の読解や研究報告を基に演習、研究課題を巡る諸問題について議論する特殊研究、最先端の研究成果を学ぶ講義を配置して専門分野の深い知識と技能を習得する。また、学際的・総合的な観点から討論を行い比較史的・世界史的な視野から問題を考える能力を養うために「史学総合演習」を開講している。博士後期課程では、授業科目は、各専門の「特殊研究演習」と「史学総合研究演習」から構成されている。各専門分野での「特殊研究演習」は専門領域における主体的な研究能力を養うためのものであり、全大学院生・全教員が参加する「史学総合研究演習」は、比較史的・世界史的見地から総合的な議論をすることにより、各自の問題意識を高めるとともに後進を指導し得る能力を育成するために設けている。

公共政策学研究科についてみると、公共政策学専攻では、博士前期課程は、各専門分野を基礎として、公共政策の企画立案及びそのシステムの管理運営を行い得る専門的に高い能力を持った専門的職業人や研究者を育成すること、博士後期課程では、それらについて自立した専門的研究能力を養成することを方針としている。その方針に則り、博士前期課程では、授業科目は各専門分野の講義・演習から構成されている。各専門分野の知識・理解を深めることによって、（1）地域住民の暮らしや生活にかかわる法制度や政策の在り方を検討し、福祉社会システムを展望する教育研究と、（2）分権化が進む自治体の公共政策並びに住民と協働する行政経営の在り方を検討する教育研究とを有機的に連携させ、新しい「公共」の在り方

を探究するための授業科目が開講されている。博士後期課程では、新しい公共政策理論の構築を目指し公共政策研究に関わる専門分野の「特殊研究演習」を開講し、大学院生に対して集団的体制による個別的指導を行う。

福祉社会学専攻では、博士前期課程では、各専門分野を基礎として、地域の福祉と人々の生涯発達に寄与し得る専門的能力の養成を方針としており、授業科目は各専門分野の講義（特講）と演習、及び福祉社会学論特講と福祉社会学論研究から構成されている。博士後期課程では、自立した専門的研究能力の養成を方針として、授業科目は福祉社会学研究に関わる専門分野の「特殊研究演習」を開講するとともに、大学院生と教員との集団的討論を通じて理論の深化・発展を追求している。

生命環境科学研究科についてみると、応用生命科学専攻では、高度な専門知識、専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力を養成する。それによって、生命科学の基礎知識と研究能力を有し、人類福祉の向上と地球環境の保全のための新技術の開発等の分野で指導的な役割を担うことのできるエキスパートの育成を行うことを方針としている。これに則って、博士前期課程では、授業科目は基盤科目（5つの科目群からなり、講義から構成されている）、専門種目科目（演習と実験から構成されている）及びプロジェクト科目（学際的な科目で、3つの科目群からなり、「特論講義」や「コミュニケーション演習」から構成されている）、博士後期課程では、授業科目は専門種目科目（各専門分野の特別研究と特別演習から構成されている）が開講されている。

環境科学専攻では、高度な専門知識、専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力を養成する。それによって、環境科学の確固たる基礎知識を有し生活から自然生態系に至る環境保全と持続的な社会発展に向け、人間と環境の様々な相互関係を探究できる広い視野と応用力を身に付けた人材の育成を方針としている。これに則って、博士前期課程では、授業科目は専攻共通専門教育科目（特論講義と演習から構成されている）、森林科学科目群（特論講義、演習、実験から構成されている）、生活環境科学科目群（特論講義、演習、実験から構成されている）、環境数理情報科学科目群（特論講義、演習、実験から構成されている）が開講されている。博士後期課程では、授業科目は専門種目科目（各専門分野の特別研究と特別演習から構成されている）が開講されている。なお、大学院の学生便覧において、必修、選択必修、選択科目の修了要件を明記している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズにこたえるべく授業科目の選択幅の拡充に努めている。各研究科では、他専攻や他大学大学院の授業科目を履修することができる。また、社会的要請や研究動向の変化及び国際化に迅速にかつ弾力的に対応できるように多くのプロジェクト科目を開講している研究科もある。

教員は研究成果や最新の国内外の学会の動向を教育内容として取り入れたり、さらに社会からの要請に配慮した授業科目を設置したりするなどして、教育課程の編成、教育内容に工夫を重ねている。各研究科においては、府民や行政、産業界からの要請に配慮した授業を実施している。

特に、公共政策学研究科公共政策学専攻と生命環境科学研究科では、平成20年度、文部科学省「戦略的大学連携支援事業（教育研究高度化型）」に選定された「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発」及び同（総合的連携型（広域型））に選定された「京都発国公立大学ヘルスサイエンス系共同大学院の創設と総合的連携による大学力強化」を活用した特色ある教育

課程編成を進めている。前者は平成20年度の活動として、(1) 海外調査（米国と英国並びにEU調査）、(2) 国内調査（早稲田大学、高崎経済大学、香川大学ほか）、(3) FD検討準備委員会（履修証明制度及び地域資格認定制度創設に当たっての各大学内での合意形成に資する）を確認した上で、活動を開始した。後者は連携大学による推進協議会と、「共同大学院」、「教養教育」、「専門教育」、「研究等」の各部会を設置し事業を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

いずれの研究科においても、特講・演習等において文献講読や文献抄録作成、レジュメやレポートの作成・提出、プレゼンテーションや討論を重視して取り組んでおり、また修士論文・博士論文の進捗状況等の報告等、授業時間以外に多くの準備を必要とする課題を課している。

さらに、文学研究科では教科書や参考書を具体的に開講表に明記し、準備学習・復習等について具体的に指示するといった工夫を行っている。公共政策学研究科では授業への参加状況等を加味した成績評価を実施する工夫、生命環境科学研究科では実験においてデータの整理・解釈や中間結果報告等を課す工夫等、大学院生に十分に学習時間を確保できるようにしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科・専攻の授業はそれぞれの専門分野特性と教育の目的に応じて、博士前期課程では、各専門分野について、講義・演習・実験等の授業がバランスよく組み合わせられて配置されており、博士後期課程では演習科目を中心に特別研究等研究指導科目を設けている。

学習指導法についても、様々な工夫がなされている。少人数教育、対話討論型、コミュニケーション能力を身に付けるために、英語と日本語による議論・発表を行う（演習科目）専攻、講義内容に対応したフィールドでの体験学習（実習）に重点を置く専攻もあり、いずれも教育の効果を上げている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育課程の編成趣旨に沿って、年度ごとに開講表（シラバス集）を研究科ごとに作成し、年度当初の履修ガイダンス時に大学院生に配付し、説明に際して活用している。また、大学ウェブサイト上で学内に公開している。開講表の各科目のシラバスには、科目選択に資する情報として、科目名・単位数・担当者・履修条件・テキスト及び参考書・成績評価の方法・基準・授業概要（テーマ・ねらい）・授業計画等が掲載されている。平成20年度からは、ウェブサイト上で統一様式によるシラバスの作成・登録を実施するとともに、成績評価も方法のみならず基準等も明示するよう様式の改善に取り組んできている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各研究科・専攻において研究指導や学位論文等の指導に関わる内規等を定めるなどして指導体制を整備し、それらに基づいて研究指導等を行っている。

大学院担当教員・指導教員の資格等について業績評価の基準に基づいた指導資格基準を明示し、かつ審査決定の手順を明らかにした指導資格審査要領等を設けて、大学院生に対する研究上の適切な指導を図っている。

また、主指導教員・副指導教員等の決定や学位論文の作成から提出に至るまでの手順等を定めた内規等も設けている。公共政策学研究科では、受験時提出の研究計画書に基づき研究科会議にて仮指導教員をあらかじめ決定し、正式の研究計画書の作成や受講届の作成等の個別指導に当たり、その後提出された正式の研究計画書に基づき主任指導教員と副指導教員を決定する。生命環境科学研究科では、各科目群において、大学院生は、入学後直ちに主指導教員の指導の下で研究レビューを経て研究テーマを決定し、副指導教員1人が選定された後、主指導教員と副指導教員の継続的な指導を受けて研究を進めている。

さらに、各研究科では内規等に従って、博士前期課程においては修士論文作成に向けた中間発表会が必ず開催され、研究科・専攻によってはさらに構想発表会を実施する。そして、修士論文提出後に、口頭試問や論文発表会等の開催・実施を通して論文審査を行うという手順をとっている。博士後期課程では、学位（課程博士）の申請資格として博士予備論文の提出を求めており、指導教員らは大学院生に対して学会報告、査読論文の作成・投稿等を系統的に指導している。

これらの内容や具体的な日程、論文執筆要領等については、年度当初の各研究科・専攻の履修ガイダンスにおいて丁寧に説明して周知を図るとともに、さらに研究計画書や受講届の作成に関わる個別指導等も実施している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

各研究科・専攻において研究指導や学位論文等の指導に関する内規を定め、複数の教員を指導教員とする複数指導体制（原則主指導教員1人・副指導教員2人）をとっている。

各研究科・専攻において、大学院生への教育的機能の訓練として、TA、RA制度を取り入れている。博士前期課程の学生はTAを、博士後期課程の学生はRAに従事することを取扱要項で定めている。

TAについては、平成20年度、文学部で37人、公共政策学部で9人、生命環境科学研究科で76人、さらに教務関係で1人の採用実績がある。RAについては、文学研究科英語英米文学専攻で毎年1～2人、史学専攻で毎年2～5人採用した実績があるほか、人間環境科学研究科で平成18年度に2人、農学研究科で平成16年度に2人の採用実績がある（人間環境科学研究科及び農学研究科は平成20年度の改組で生命環境科学研究科となった）。

また、各研究科・専攻では組織した学会や研究会主催の研究大会やフォーラム、シンポジウムにおける研究発表会を利用したり、学内外の学会誌や研究会誌への論文投稿を指導したりするなど、大学院生の研究活動を活発化させる取組を行っている。例えば、公共政策学研究科福祉社会学専攻では、博士後期課程の大学院生には、教員・学生・大学院生等で構成する福祉社会研究会主催の「福祉社会フォーラム」における研究発表を義務付けており、また研究会誌『福祉社会研究』への投稿論文の作成を指導している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院の単位修得認定については、大学院学則第26条に規定している。また、成績評価基準については、学期末の定期試験、随時出される課題や出席の取り扱いについて、シラバスで科目ごとに示し、それに従って行われている。

修了認定基準は、学位規程、各研究科規程で定め、大学院学生便覧にも明示し、履修ガイダンス等を通じて学生に周知している。

そして、これらの基準に従った修了認定は、「課程修了の認定は、研究科会議等が行う」（大学院学則第39条）に基づいて各研究科会議において行われている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る評価基準は、各研究科で定めている。

修士論文については、主査1人、副査2人の教員で審査し（文学研究科の一部専攻では主査以外のすべての研究科教員が副査に当たる）、口頭試問又は論文発表会を行ったのち、各研究科会議において成績評価・単位認定・修了認定に当たり、学位授与が決定されている。

博士論文については、文学研究科及び公共政策学研究科では、研究指導教員を含む3人又はそれ以上の教員で審査委員会を設置し、審査に当たり委員会の結果報告を受けて研究科会議において合否を決定する。生命環境科学研究科では、主査1人、副査2人で構成される審査委員会を設置し、審査に当たり委員会の結果を専攻学位審査会議に報告する。その結果を受けて専攻学位審査会議が学位授与提案の可否を決定する。その内容が専攻学位審査会議から研究科教授会に報告され、研究科教授会が学位授与の可否を決定する。

学位については、学長が授与する。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学士課程の場合と同様に、学生は成績評価等に疑義ある場合、学務課教務担当にその旨を申し出ることができ、このことは学生便覧、開講表に明示して周知している。授業担当教員は、学務課教務担当から連絡を受けた後、保存する試験答案やレポート、採点結果等、成績判定根拠資料を調査・点検し、学生の申し出に対応することとしている。ただし、現状としては試験答案やレポート等に関する統一した保存期間を全学的には定めていない。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学部・学科において、学問分野や社会的要請に沿って、地域社会、京都を主題にした、特色ある履修プログラムを設定している。
- 平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業（教育研究高度化型）」に採択された、「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発」に関し、海外調査、国内調査、FD検討準備委員会といった活動を開始した。
- 平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業（総合的連携型（広域型）」）に採択された「京都発国公立大学ヘルスサイエンス系共同大学院の創設と総合的連携による大学力強化」に関し、連携大学による推進協議会と、「共同大学院」、「教養教育」、「専門教育」、「研究等」の各部会を設置し事業を実施している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像は、大学全体の理念として、また各学部・学科ではそのアドミッション・ポリシーとして、明確に定め、大学のウェブサイトや学生便覧等で公表している。その達成状況は、教育の単位となる学科の教員会議及び学部の教員会議において検証・評価されている。

学科の学年ごとに任命されている学年担任は、個別の学生の就学状況について状況を把握しており、その内容について学科会議に随時報告している。

前期・後期の成績が提出された後に、全学年において、教育目標の達成状況について学科全体として情報を共有し、その内容を検証・評価している。さらに全学的な検証・評価については、教務部委員会を設置し、全学的な取組や各学部学科における経験について意見交換を行っている。教務部委員会には、教育課程検討部会、FD部会、人権教育部会、教育課程運営部会の作業部会が設置され活動し、特に、教養教育に関する全学的・統一的な企画・立案と運営実施については教養教育センターを設置して、その教育目標の達成状況の検証・評価についても責任を持つ体制としている。教育の成果については、上記体制による日常的な活動に加えて、学生による授業評価等の全学的な活動報告書を作成し、全学的な教育成果を総合的に検証・評価している。

大学院については、教育の単位である専攻及び研究科ごとに専攻会議、研究科会議で検証・評価を行っている。理系の研究科（生命環境科学研究科）では、研究室ごとに、論文紹介ゼミ・実験報告ゼミが毎週開催され、その中で教育目標に照らして個々の大学院生ごとに教育目標の達成状況の検証・評価が日常的に行われているところもある。文系の研究科（文学研究科、公共政策学研究科）では、個別の研究指導のほか、修士論文・博士論文の中間発表会が専攻教員全員参加の下で開催されるので、その際に検証・評価が行われている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部卒業状況については、平成18～20年度にわたり、卒業年次の86～87%が単位を修得して卒業している。また、博士前期課程（修士課程）修了状況については、平成18～20年度にわたり、83～87%の大学院生が修了している。4年で卒業できなかった学部学生や修了不認定となった大学院生についても、担任

や指導教員の指導により最終的にほぼ全員が卒業・修了している。

学部学生の単位修得率をみると、教養教育科目における単位修得率が80.2%であり、外国語並びに各学部専門教育科目における単位修得率が72.1～92.3%となっている。成績分布についてみると、全体として「優」の修得者の比率が高く、教育の効果が上がっているとみなすことができる。

博士前期課程の成績分布及び単位修得率は、学部学生と比べて、高い傾向にある。

各学部における各種資格取得者数は、各学部とも3年間でほぼ一定の数値になっている。特に社会福祉士の国家試験の合格率は全国199校(福祉系大学等)のうち、73.1%で全国第6位(前年度は、合格率73.9%で全国第5位)であり、全国的にみても高い数値を示している。

教員免許の取得状況は、平成20年度について、文学部33人、公共政策学部9人、生命環境学部(旧人間環境学部及び農学部)22人となっており、教育職員養成課程運営協議会が、全学的観点から養成課程における教育・運営を統括している。

また、各種コンペティション等による受賞者が生命環境学部・生命環境科学研究科でかなりの件数がみられ、これらは学生が当該大学の教育課程に積極的に取り組んでいる証拠である。当該大学ではすべての学科で卒業論文が必修となっており、卒業年次の学生は多くの時間と労力をかけて取り組んでいて、教員も熱心に指導している。その結果、卒業時のアンケートでは、各学科とも90%以上の学生が、「とても満足だった」、「ある程度満足だった」と回答している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

自己評価委員会が中心となって、授業評価の在り方について検討が重ねられている。平成6年には「授業に関する学生意見調査」の試行が実施され、また、平成7年には、「教養教育科目に関する意見調査」が実施され、アンケート項目や授業評価の有効性について検討されている。

その結果を踏まえて、平成18年度から全学で統一して授業評価を実施することになり、その作業を教務部委員会FD部会(平成18、19年度は教育課程等検討委員会)が担当している。

FD部会の作成したアンケート用紙を用いて、全教員の担当授業についてアンケートを行い、それを、教員ごとの個別報告書及び学科・専攻報告書として集計・評価した上で、教育研究評議会に報告して、大学のウェブサイトで公表している。それらの報告書に基づいて、教員の視聴覚機器操作への習熟や質問用紙の活用、授業内容の精選、授業スピードの調整、講義終了時間の厳守等の授業改善が図られている。

『平成20年度前期授業評価全学報告書』では、全学的傾向として、「質問に積極的に答えてくれる」「学生の理解力をよく測りながら進めてくれる」、「プリントや視聴覚教材が効果的である」などの項目に関する評価が特に向上したことが報告されており、授業改善が着実に進んでいることが報告されている。

また、教育の成果を知る一つの指標として、平成19年度から全卒業生に対して、卒業式当日にアンケートを実施している(回収率80.7%)。アンケートの項目は、「カリキュラム全般について」、「教員と学生のコンタクトについて」、「在学時の勉強や活動について」、「学部ごとの専門教育について」等である。その中で、「総合的にみて、満足度はどうですか」という項目があり、その回答状況を見ると、「満足している」、「ある程度満足している」を合わせると、全体で97.6%と極めて高い満足度を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業予定学生の就職活動や進学活動の進展を常に把握するため、学務課が毎年3回各学部学科・研究科専攻の担任を通して調査を行い、進路状況調査報告を学内に公開している。進級率、留年率、及び卒業率、さらに、卒業（修了）時の資格取得状況と進路状況については年度ごとの卒業生諸情報一覧にまとめられている。

平成20年度の学部全体の就職率は89.3%（平成19年度は93.6%）であるが、当該大学では公務員及び教員志望者が多く（例年12～15%）、卒業時までには就職先が決まらない場合は、翌年度受験することが多いため、学部全体の就職率は例年85～90%程度となる。進路状況は学部学科・専攻により異なっている。大学院進学についてみると、農学部及び人間環境学部においては進学率が高く、それぞれ49.6%及び24.6%である。一方、文学部及び福祉社会学部においては、進学率はそれぞれ17.7%及び12.8%である。

就職状況も学部学科・専攻により異なるが、全学部学科を通してみると、民間企業希望者の就職率は91.9%と十分良好であるが、教職及び公務員希望者の就職率は74.4%となっている。しかし、教職及び公務員希望者は、卒業時に就職先が決まらなくても、1～2年後にはほとんどの場合、試験に合格して就職先が決まっている。

各学部の個別状況（平成20年度）をみると、農学部では就職決定率（就職者数／就職希望者数）は88.7%で、同じく理系学部である人間環境学部の就職決定率は91.5%である。文学部の就職決定率は84.8%で、福祉社会学部の就職決定率は93.1%である。また、学部ごとの進路状況を具体的にみると、多くの卒業生が専門分野を活かすことができる企業・官公庁に就職している。

なお、卒業生の社会での活躍を示すデータは多くあり、例えば、企業を設立したり、企業の研究室で活躍したりしている。また、福祉社会学研究科博士後期課程修了の2人が課程博士を取得し、いずれも4年制大学の専任講師として活躍している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育効果について調査するために、卒業後社会で活躍している卒業・修了生に対して、アンケートを行っている。

平成15年度卒業生の中から全体で1割を抽出して、47人に調査票を送付し、そのうち21人から回答があった（回収率44.7%）。

「在学中の教育にどの程度満足したか」について、「とても満足だった」、「ある程度満足だった」を合わせた回答率は、「外国語教育以外の教養教育」76.2%、「外国語教育」66.7%、「卒業研究以外の専門教育」71.4%、「卒業研究」90.5%、「教師の教育への熱意」85.7%、「情報関連施設」23.8%、「キャンパス環境」71.4%などであった。「外国語教育」に対する満足度がやや低いが、「外国語教育では、単に文章を読むだけでなく、書く、話す能力を鍛える内容にしていく」などの要望が出されている。この点については、平成20年度実施の教養教育改革の一環として、例えば英語の場合、A (reading)、B (writing)、C (listening)、D (conversation) を全学で実施するなど、講読の比重が高かった従来の内容をバランスの取れたものへと改革している。

卒業生に対する調査時期と同じ時期に、平成14～18年度に、企業等に対して、卒業生の評価を聞くアンケートを行った（送付先39社、回収10社、回収率25.6%）。全体で17項目について、「とても身につい

ている」、「ある程度身につけている」を合わせた回答率は、「職業上必要な専門知識」88.9%、「外国語能力」85.7%、「人の話を聞く姿勢」90.0%、「協調性」90.0%で「論理的に考える能力」90.0%、「指導力」88.9%であり、「コンピューターを扱うスキル」、「情報を収集し処理する能力」、「問題を発見し解決する能力」、「コミュニケーション能力」、「人前で意見を述べる力」、「文章を書く力」、「倫理観」、「責任感」、「自発性」、「交渉力」、「社会的マナー」はいずれも100%であり、全体として高い評価を得ていることがわかる。自由記述では、「真面目で信念を持った人材が多い」、「配属先の部署での人間関係をうまく築いている」、「全体的な印象は、真面目にコツコツと取り組み、実力をつけていく人材だ」、「粒のそろった人材、入社後も順調に成長している」などのコメントが寄せられている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

授業科目の内容を理解した上で選択できるように、学士課程、大学院課程を通じて全学年にすべての科目において開講表を整備し、印刷物とウェブ形式で公表している。年度当初には、すべての学科・専攻において学年ごとに履修指導、説明等のガイダンスが行われている。ガイダンスの際には、学生の理解度や満足度・ニーズを把握し、改善に資するためアンケートを実施している。その結果をみると、新入生ガイダンスは、全体ガイダンスよりも学科別ガイダンスの方に意義を認めている傾向がある。また、学部2年次以上及び大学院生の専攻別ガイダンスでは、いずれにも意義を認める傾向がある。新入生に対しては、入学式直後の一斉のガイダンスに加え、1泊2日の新入生合宿研修を学科単位で行い、学科紹介・教育方針等の周知に努めている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学生のニーズを把握するために、全学の学生を対象に「学生生活実態調査」が2年ごとに実施され、学生の意見や要望を把握し、調査結果と大学の回答が学内専用ウェブサイトに掲載されているとともに、対応状況がまとめられている。学士課程の学習相談支援として、クラス(学年)担任制により履修指導も含めて助言ができる体制を整えている。大学ウェブサイトの学内専用サイト(さらに学科のウェブサイト)において各教員のメールアドレスを公開しており、24時間連絡が取れる体制が整えられている。個別講義のシラバス上でのオフィスアワーの掲載は行っていないが、学科で随時柔軟に対応できるように全教員のオフィスアワーを掲示したり、教員ごとに掲示していたり、適切に相談に応じているところもある。また教員の研究室も学生便覧に記載されており、学生から教員の研究室に相談に行けるようになっている。このほか、卒業時にアンケート調査を行い、その結果を学習相談支援体制の整備に活かしている。アンケート結果をみると、学生と教員とのコンタクトは「よくある」、「ときどきある」を合わせると多くの学生が個人的にコンタクトを持っていることがわかる。また、教育面での評価は高い傾向がある。一方、施設面(図書館、研究施設、情報関連施設、自習環境)にやや不満足である傾向がみられる。アンケート調査は、教養教育センターの活動の一つとして、新入生ゼミナールや情報処理演習等でも実施されている。さらに、学生による授業評価を実施し、その分析結果をシラバスの改訂・改善の取組に活かしている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、留学生ガイドブック及び留学生に対する取組状況がまとめられている。学士課程の留学生及び研究生については、過去3年度全学で31～41人在籍している。学習支援として、外国人留学生チューター制度が平成21年度から実施され、研究生については、指導教員及び研究室の対応が中心となっている。

社会人学生、編入学生に対しては、過度な履修を避け教育効果を上げるよう適切な履修指導を、担任教員を中心に行っているが、毎年度各学科で1～2人程度と少数であり、学部・学科及び研究科・専攻単位で組織だった学習指導制度は実施されていない。

障害のある学生は、毎年度全学で1～3人在籍している。障害のある学生への対応は、障害学生支援室（スペース）の設置、ノートテイクの配置、FM補聴器の貸与、授業資料の点訳等による事前提示、点訳教材の保管スペースの提供等を行っている。また、心身のケアを必要とする学生についても、学生相談コーナーを中心に修学に関する相談も行い、心の健康相談、カウンセリングの形で実績を上げている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境としては、図書館、学生会館ロビー及び情報処理室がある。図書館では、図書・和洋雑誌の閲覧・貸出、自習室、談話室、共同研究室、視聴覚室等を提供しており、これらの施設は、講義が行われている日は21時まで利用が可能であり、講義終了後でも自学自習できる体制がとられている。情報環境としては、情報処理室を学生に開放し、55台の端末を整備して自由に学習利用できるようにしており、休暇期間を除き、1日当たり100人を超える学生が活用している。学部と大学院の区別は難しいが、一部の学科では自主的な学習環境の確保のために、部屋を用意し、机やパソコンが利用できるようにして78人の学生を収容可能にしている。学生アンケート等により、図書館の図書・雑誌等の蔵書数及び電子ジャーナル等の情報、情報処理室のコンピュータの数等には増設要望が挙げられている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動団体（クラブ・サークル）は、平成20年度66団体、部員総数1,363人であり、全学生の66%、特に学士課程では73%の学生が学生自治会、体育会、文化会、同好会及びその他に属している。各クラブ・サークルには、クラブボックスを貸与するとともに、顧問教員を配置して支援している。また、学生自治会、体育会、文化会から構成される中央連絡協議会を設けており、学生部からの提案や学生要求に基づく協議等が行われている。さらに救命救急講習を開催し、課外活動において、緊急時の対応ができるように指導している。関西六公立大学総合競技大会や京滋公立大学総合競技大会には積極的な参加を勧め、前者には全学休講措置を取り、全学の取組として奨励している。加えて、学長表彰規程を設け、課外活動にお

いて秀でた成果を収めた者に対し、表彰を行っている。課外活動を援助するために必要に応じて大学施設利用についての調整会議を開催している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するために、2年ごとに学生生活実態調査を実施し、集計結果は学内専用ウェブサイトに掲載している。そして、クラス担任と学生との意見交換が密接に行われている。また、課外活動については、学生部長と中央連絡協議会の話し合いを通じて学生のニーズを把握している。

健康管理、学生教育研究災害傷害保険、後援会学生救急処置費補助、外国人留学生医療費補助、学生相談、ハラスメント相談、進路・就職相談等の制度が完備されていることを入学時のオリエンテーションで説明するとともに、学生便覧及びウェブサイトに掲載している。

健康の保持増進を図るため医務室を設け、定期健康診断及び特別健康診断を実施するとともに、毎日、看護師による傷病等の応急処置や健康相談を実施している。また、月1回、校医による健康診断も実施している。

学生相談では、学生相談コーナーを設置し、専任の職員による「よろず相談」窓口、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師による心の健康相談を実施している。学生相談コーナーは、パンフレットの学内掲示及び学生への配付を行うとともに、ウェブサイトにも掲載し、学生への周知に努めている。

キャンパスハラスメント（セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等）の予防・対応として、ハラスメント防止委員会のパンフレットを作成し学内掲示及び学生への配付を行いウェブサイトでも案内している。

進路・就職相談については、学生部長を中心に就職活動の手引を作成し、学務課に相談窓口を置き、対応している。また、就職情報室を学内に設け、就職ガイダンス、企業研究セミナー等の掲示等を行っている。ウェブサイトにおいても就職情報の積極的な提供や、就職活動の支援に取り組んでいる。さらに、学科ごとに就職担当教員を配置し、学生からの相談に丁寧に対応できる体制を作っている。ただし、学生生活実態調査の結果からは、就職ガイダンス・就職講座に対し、「あまり役に立たなかった」とする傾向がみられる。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-1② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、経済面では、各種奨学金の斡旋・紹介、一時生活資金貸付等を行い、住居については、下宿、府営住宅、民間不動産業者等を大学で斡旋・紹介している。私費留学生については、入学科、授業料の減免措置が講じられている。留学生との交流を図るため、餅つき大会、日帰りツアー等を企画し、チューター制度も活用しながら孤立しがちな留学生と大学との結び付きを深める取組をしている。

災害被災者については、特別に授業料減免の措置制度を、大規模災害等に係る被災者の入学志願者に対する検定料の減免措置の制度を設けている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生への奨学金として、日本学生支援機構や各種団体による奨学金の貸与・給付が行われている。他の奨学金の募集についても、適宜掲示等により学生に周知している。授業料の減免については、京都府公立大学法人の授業料等の減免等に関する取扱要綱に基づいて実施している。加えて、学生生活資金貸付規程により、利息の生じない貸付を行っている。当該大学では、日本学生支援機構の奨学金制度を主に活用しており、全学生の36%（平成20年度）が受給している。また、授業料減免措置の制度もあり、全学生のうち5.2%の学生が免除対象となって利用している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

下鴨キャンパスの校地面積は82,300 m²、全体の校舎面積は26,066 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。農学教育の実践の場としての附属施設である2か所の農場は93,575 m²、及び6か所の演習林は3,219,907 m²である。さらに、本館・合同講義棟及び講義室（1号館～6号館）の合計面積が23,578 m²、図書館が2,487 m²であり、グラウンドをはじめ教育研究に必要な施設が整備され、活用されている。

当該大学周辺には、京都府の総合資料館や植物園、職員研修・研究支援センターが隣接しており、文学部と総合資料館、生命環境科学研究科と植物園、公共政策学部と職員研修・研究支援センター等、それぞれの施設を直接・間接に活用した様々な連携の取組が行われている。特に当該大学と総合資料館及び植物園の間では、連携推進の包括協定が締結されており、それぞれの施設の利用手続きを簡素化するなど、これらの施設も含めた下鴨地域全体が大学キャンパスとして活用され、利便性やアメニティの向上にも役立っている。

なお、下鴨学舎等については、中には相当老朽化している建物もあるため、法人の出資者である京都府が、平成20～21年の2年間で、下鴨キャンパスが所在する北山文化ゾーン全体の整備計画を策定しているところであり、また、今後、当該大学と京都府立医科大学及び京都工芸繊維大学の3大学が連携し、教養教育の共同化のための拠点施設の建設に向けた構想もあることから、順次施設整備に係る検討を進めている。さらに、京都府公立大学法人の中期計画でも「施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置」として、共同利用、バリアフリー、耐震補強等を含む施設整備に取り組んでいるが、多くの建物において老朽化がみられる。

一方、バリアフリー化については、入学した学生の障害の程度に応じ、必要な対策を講じることとしており、エレベーター、階段昇降機や身障者用トイレについても設置しているほか、玄関スロープについては、主要建物の全館に設置している。

また、平成20年度に、視覚障害のある学生が受験するに際し、「視覚障害のある学生に対する学習支援の指針」を新たに作成し、学内への周知を図っている。なお、当該学生の合格、入学を受けて、障害学生学習支援室、点訳機器、支援機器、情報処理室パソコン（視覚障害者用）の整備、点訳・学習支援スタッフの公募採用等の対応を実施している。

下鴨学舎の講義室の利用率は、全体として約70%を超え、特に合同講義棟や2号館の中心となる講義室では80%を超える数値となっており、高度に活用されているが、全体として講義室が手狭な状況にあり、

履修登録後に改めて教室の再配分を行うなど実運用に支障が出ないようにしている。

これらのことから、建物の老朽化がみられるものの、大学において編成された教育研究施設の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学内情報ネットワークは、情報処理室（学生共用端末 55 台を設置）をはじめ、各研究室・演習室等からウィンドウズやマッキントッシュ等のパソコン端末の機種・ソフトに拘わらず、メールや情報の共有化等が可能な環境を整備するとともに、遠隔地に勤務している教員が参加する会議等についても、ネットワーク経由でテレビ会議が可能なシステム整備を行っている。

また、各所属や研究室の取組に関するウェブサイトへの情報掲載については、全教職員が情報を容易にアップロードすることができるシステム（CMS：コンテンツ・マネージメント・システム）を導入しており、学科単位の活動から、全学規模の取組までの活動情報が迅速に学外に公開されている。

学内LANの利用については、教職員・学生の約2,400人が、メール、ウェブ、データベース等を常時利用し、パソコンやサーバ等約1,100台の情報機器がLAN接続されている。

情報処理室は、授業の空き時間のほか、平日21時まで学生に開放している。また利用に係る諸事項は、学内ウェブサイトやしおり等で、また情報ネットワークの利用に係るセキュリティ管理をはじめとした諸事項は、学内ウェブサイトに掲載されるとともに、授業や年数回開催される「全学情報システム講習会」等で全学に周知されている。

一方、事務職員は、京都府の行政事務支援システム端末としてのパソコンを主として利用している。

さらに、平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業（総合的連携型（広域型）」）として「京都発国公立大学ヘルスサイエンス系共同大学院の創設と総合的連携による大学力強化」が採択されたことにより、京都府立医科大学や京都工芸繊維大学とも連携し、今後、当該大学を中心に実施される教養教育共同化に向けた学生教育のネットワークの拡充や遠隔授業等の導入に向けた整備が進められている。これにより、将来的には3大学の学生が無線LAN等により、どこからでもインターネットにアクセスできる体制が整備されるとともに遠隔授業の環境も整備されることから、学生のICT環境は更に向上する予定である。

情報機器の老朽化に対する対応としては、年次計画を策定し、緊急を要するものから順次更新されつつある。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

各施設・設備の利用については、それぞれ学内の利用規程等を整備しており、図書館の利用等広く学生利用に供するものについては、入学時のオリエンテーションにおいて説明するほか、学内ウェブサイトでの周知及び学生便覧に掲載し周知されている。

また、施設の府民開放事業として、図書館をはじめテニスコート、グラウンド等を学生のクラブ活動に支障のない限りにおいて、一般府民の利用に供し、大学の地域貢献として重要な役割を果たしている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学の図書は、附属図書館の建物容量の関係もあり、図書館所蔵の図書、学部資料室又は研究室における学部学科保管図書として分類保管しており、図書システムの検索により所蔵・保管場所を特定させ、迅速・確実な図書貸出を実践している。

附属図書館は、閲覧席 164 席、1 年間の図書の受入冊数は、約 7,000 冊であり、平成 21 年 4 月 1 日現在の蔵書冊数は 399,593 冊である。また、雑誌は 10,290 種となっている。過去 5 年間の貸出数は増加傾向となっている。

開館時間は、9 時から 21 時までであり、学生等の高い要望にこたえて、平成 20 年度から夜間の開館時間を延長（20 時閉館を 21 時まで延長）したところである。

一方、電子ジャーナルの利用増に対応するため、平成 20 年度にも新規拡充するなど大学として必要な予算措置を行い充実に努めている。

老朽化・狭隘化が進み、キャパシティの増加が大きな課題となっているが、閲覧室のほか、自習室、共同研究室、視聴覚室、及び談話室を設け、学生の勉学・研究に寄与し、その利用度は高まっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 多くの建物において、老朽化がみられる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す基礎的なデータ（授業・成績・卒業・修了関係のデータ）や資料は、学務課で収集・処理し、蓄積している。これらの教務データの管理を適切に行うため、平成14年度に教務システムを学務課に導入している。同システムは、各学期における授業時間割・履修登録・成績評価の各データをOCRにより入力し、学生の学籍データを一括管理している。

なお、大学院生についても平成20年度新入生から履修・成績処理を教務システムにより管理活用を行っている。

さらに、各学科・専攻においても、それぞれ在籍・卒業・修了生の成績データを収集しており、学生の試験答案、レポート、卒業論文、修士論文は、学科・専攻単位又は担当教員、指導教員が収集し、蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

「学生による授業評価」は、平成6年度の試験的実施から始まり、数年の試行期間を経て、平成18年度から、本格的に教育課程等検討委員会の中のFD小委員会（平成20年度から改組によって教務部委員会の中のFD部会）が「学生による授業評価実施要領」に基づき、全学的に実施している。各学科・専攻等による学科・専攻等報告書を基に学部別にまとめ、全学まとめを付け加えた「学生による授業評価に対する全学報告書」として取りまとめウェブサイトで公表している。平成20年度からは、教養教育センターの各分野別小委員会において、非常勤講師担当科目も含む各科目を対象として実施している。このほか、新たに設置した教養教育センターにおいて、上記「学生による授業評価」とは別に教養教育科目に係るFDとして、前期には、新設の「新入生ゼミナール」及び「情報処理基礎演習」、後期は外国語科目・総合教育科目等計42科目（うち非常勤講師担当科目16科目）において学生による授業評価を行っている。

また、卒業時に、教育課程や学生支援についてのアンケート調査を全学共通様式で学科ごとに実施している。

大学院についても、平成20年度から博士前期課程の大学院生を対象に「大学院授業アンケート」を実施している。集計結果によると、開講表に記載されている授業内容とかなり一致しており、「授業内容」についても「だいたい満足している」という回答の割合が高い傾向がみられているが、この結果に基づき授業

及びカリキュラムの更なる改善について各研究科で議論している。

さらに、学生部委員会・学生生活部会が全学生を対象とした「学生生活実態調査」を隔年で実施しており、教育環境等を含めた学生のニーズ・意見を聴取し、その結果について全学で分析・検証し、例えば、冷暖房期間について、平成20年11月から弾力的運転を開始するなど教育活動全般の充実に活用している。

教育課程等検討委員会及び教育課程運営協議会（平成20年度からは、教務部委員会に改組されている）において、各学部教員の意見を聴取し委員会・協議会の運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学科・専攻において、就職先への訪問や、教育実習における訪問指導の機会等による個別の意見聴取、さらには卒業生を含めた学会組織の構築による卒業生の意見聴取等を学生にフィードバックするなど教育活動の点検・評価にも活用してきている。

これらの取組に加え、学外関係者からの全学的な意見聴取の取組として、平成19年度に卒業生及び就職先へのアンケート調査を試行している。卒業生の意見聴取では、「専門教育」については各学部の卒業生の答えは「ある程度満足だった」が高率である。また、卒業生の就職先へのアンケート調査では、回答総数が少ないが「採用された卒業生の評価」は「満足している」、「ある程度満足している」である。「職業上必要な専門知識」、「外国語」、「文章を書く力」は「ある程度身につけている」との回答が多い。

これらの結果を基にして、授業改善等に反映させている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各教員は、前期・後期それぞれ担当科目について実施する「学生による授業評価」の結果を基に、「評価内容の全般的傾向」「肯定的評価の概略」「批判的評価の概略」「評価内容に対する感想」及び「授業評価の内容を踏まえての今後の授業改善の具体策」の各項目について検討を行い、以後の授業改善につなげるとともに、報告書として取りまとめ、学科・専攻を通じて教育課程等検討委員会（平成20年度からは教務部委員会FD部会）に提出している。教務部委員会FD部会では、全学報告書を取りまとめ、ウェブサイトで公表するとともに、個別報告書は学内専用ウェブサイトで全学に情報提供している。

学生による授業評価を踏まえた授業の改善事例としては、「学生の質問を引き出すための方法としての「質問紙の活用」や「小テストの実施による学生の理解度の把握」「配付プリントや視聴覚教材の改善」等が報告されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれ質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成19年度までは、教育課程等検討委員会の下にFD検討小委員会を設置し、全学FD研究集会の開

催、学生による授業評価の実施、卒業生・就職先への調査の検討・試行等を行っている。平成20年度の法人化を契機に教務部委員会にFD部会を設置するとともに、新教養教育を定着させるため、新設した教養教育センターにおいてFD活動の充実を図っている。

全学FD研究集会は、平成12年度から年1回開催している。当該大学が直面する教育課題をテーマに取り上げ、各学科・専攻からの現状報告や外部講師による講演等を基に活発な意見交換・討論の場となっている。全学FD研究集会における報告・討論を通じて、全学及び各学科・専攻において取り組むべき課題を把握し、また、実施中の取組の全学的な点検・評価を行う機会としている。

例えば、教養教育の改革案をテーマとして意見交換し、平成20年度からの新教養教育導入に役立たせている。また、「授業評価から授業改善へ」をテーマにし、授業評価を授業改善に活用している。平成19年の全学FD研究集会で、教育GP等の競争的資金獲得のための議論も行っている。

さらに、大学コンソーシアム京都が主催する「FDフォーラム」や「FDセミナー」へ教職員が参加するとともに、文部科学省のメールマガジン「高等教育政策情報」や「大学改革GPナビ-Good Practice」について教務部委員会FD部会の事務を担当する学務課教務担当で配信登録し、毎号を全教職員へ転送（配信）するなど、学外機関からの情報収集等も行っている。

平成21年度から、新たに着任した教員を対象として、教養教育の実施体制やFDの取組等全学的な教育システム等に関する新任教員研修を新たに実施している。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務系職員については、京都府からの派遣となっており、京都府職員研修・研究支援センターが実施する各種研修への参加により、府職員としての知識・能力の向上に努めている。

当該大学職員としての意識啓発・知識習得等を目的として転入職員等を対象とした研修や窓口対応スキルアップ研修等を行っている。さらに、担当職務に対する専門的な知識・能力を深めるため、学生指導研究集会、保健管理研究集会等へ職員を派遣している。また、設置者である京都府公立大学法人において、学部事務等大学固有業務に精通し、企画立案にも参画できる職員を確保・育成するための指針を検討している。

教育補助者としてのTAについては、TA・RA制度の運用により大学院生の指導・研究能力の向上を図るため有期雇用教職員就業規則にTA・RA制度を規定している。採用時に担当教員が個別に内容説明やガイダンスを行っている。なお、文学部日本・中国文学科では、TAの委嘱に当たり、研修会を開催し、担当教員とTAに当たる学生とが意思疎通を図っていく方法、それぞれの授業においてTAの果たすべき職務について話し合い、教務部委員会等でTAの制度充実の在り方について検討している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 27,063,282 千円、流動資産 9,579,736 千円であり、資産合計 36,643,019 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 6,817,014 千円、流動負債 6,409,542 千円であり、負債合計 13,226,557 千円である。これらの負債のうち、当該公立大学法人の設立団体である京都府からの長期借入金 929,000 千円であり、その他の負債については、公立大学法人（地方独立行政法人会計基準）固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である京都府から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 20 年度及びそれ以前の平成 18 年度、平成 19 年度の 3 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても増加傾向にあり安定した確保に努めている。

さらに、運営費交付金も削減係数等は用いられておらず、交付金の総額も平成 20 年度、平成 21 年度と法人化前の平成 19 年度とほぼ同水準が確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、京都府公立大学法人として、平成 20～25 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、当該大学の関係委員会等で検討の後、教育研究評議会、経営審議会及び理事会の議を経て、理事長が決定し、京都府公立大学法人のウェブサイトで公表している。

京都府立大学

当該大学を含む公立大学法人の予算は、当該大学・京都府立医科大学・病院・法人本部で予算を積算し、京都府財政当局の査定状況等について、両大学を構成員とする法人管理職会議で情報共有を行いながら、法人としての予算編成を行っている。

収支計画や資金計画については、年度計画策定時に両大学・病院・法人本部の収支見込みを聴取しながら、法人財務室で作成している。

また、これら収支計画を踏まえて、大学内においては、決定された予算について部局長会議や教員会議を通じて当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、京都府公立大学法人としての収支状況は、損益計算書における経常費用32,456,905千円、経常収益32,481,176千円、経常利益24,270千円、当期総利益2,743,975千円であり、貸借対照表における利益剰余金2,743,975千円となっている。

そのうち、当該大学の収支状況は、附属明細書における業務費用3,630,473千円、業務収益3,634,687千円、業務利益4,214千円となっている。

なお、京都府公立大学法人としての短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算の執行・配分に当たっては、部局長会議で全般について審議し、教授会等で周知を図っている。

なお、京都府の厳しい財政状況の中、研究費の総額確保を行うとともに、外部競争的資金についても情報提供を密にし、各教員が必ず競争的資金への申請を行うようにするなど、積極的な確保に努めており、研究費の配分については、学長のリーダーシップの下、総合企画会議や部局長会議での検討をはじめ各学部・研究科の教授会での審議を踏まえて実施している。

施設・設備に対する予算配分については、大規模な施設・設備は、京都府により計画・整備され、小規模な施設・設備の新設・更新等に要する予算については、京都府からの運営費交付金により措置されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、京都府公立大学法人としての財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表等について京都府知事の承認を受けた後、定款に基づき掲示板への掲示により公告し、京都府公立大学法人のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査要綱に基づき監査計画を作成し業務監査及び会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、京都府知事が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査要綱に基づき業務監査及び会計監査を実施し、監査結果を理事長に報告している。

平成20年度においては、監事監査と内部監査の役割分担を協議・確認し、具体的には、会計監査人の監査内容の状況確認、内部監査の状況及び法人財務上の課題等について、毎月1回程度、理事会終了後に法人財務室長から監事へ報告・協議が行われている。

また、法人財務室長が、会計監査人の監査状況及び同指摘内容に対する改善状況等を監事に報告し、監事から改めて意見聴取している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

法人化に伴い、管理運営組織として、理事長の下に理事会、経営審議会、教育研究評議会が設置されている。また、大学の事務組織としては、管理課、企画室、学務課が設置されている。

理事会は理事長（前京都府知事）、副理事長2人（京都府立医科大学長、京都府立大学長）、理事5人で構成され、法人の経営管理等の重要事項全般について審議する。経営審議会は理事長、副理事長2人、理事4人、外部委員7人で構成され、経営に係る重要事項について審議している。教育研究評議会は学長、法人理事、部局長、学部代表各1～2人、学外委員2人ほか計19人で構成され、教育研究に係る重要事項について審議する。

また、実質的な管理運営機関として、重要事項を検討する部局長会議や、学長のリーダーシップを支え、大学運営に係る重要事項について、基本的な対応方向等の企画立案及び意見調整を実施する総合企画会議が設置されている。

学内組織や事務組織は、法人化を契機に一新されている。学内組織は機能を中心とした構成にし、事務組織も企画室の設置や教養教育の充実や地域貢献の推進のためのセンターの設置等、当該大学の目的を達成するための様々な体制整備・充実が行われている。

一方、危機管理面では、「災害対策に係る行動マニュアル」を策定し、異常気象等の災害時の行動計画を明確にするとともに、異常気象以外の緊急時にも同マニュアルを準用して対応することとしている。これにより、災害等緊急事態の発生時には、情報の素早い伝達と共有化を図るとともに、事件発生時には学長をトップに災害対策本部を中心として、所管部局や委員会と連携し迅速・的確に対応することとしている。

研究面等の安全管理体制については、倫理委員会、実験安全委員会、動物実験委員会等を設置するとともに、組換えDNA実験規程や放射線障害予防規程、科学研究費補助金要綱等を定めウェブサイト等により周知して、科学研究費補助金等資金の不正使用防止や各種実験の安全確保に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

京都府公立大学法人の中期目標・中期計画に理事長と学長のリーダーシップについて明示されている。大学としての意思決定は、主に学長が主催する部局長会議、さらには教育研究に係る分野は教育研究評議会での審議を経て、学長が行っている。特に、法人化に伴い学長のリーダーシップをサポートするための組織として総合企画会議が新たに設置され、大学での重要課題や懸案事項等について検討し、学長の迅速な意思決定の支援を行っている。

各学部教授会・研究科会議への提起は、部局長会議の議を経て行われ、また教授会等での議論の内容が、部局長会議・教育研究評議会に反映される構造となっている。

これにより、学部教授会・教育研究評議会等を基本とした議論の積み上げと全学討議に基づく決定・実施というボトムアップと、総合企画会議や部局長会議を基に全学の合意を得ながら学長のリーダーシップで事業を推進するという構造がうまく整合している状況にある。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員等のニーズや意見については、教授会・教員会議や各種委員会、係会議、課長会議等で受けている。また、教育研究評議会や経営審議会には学外有識者も委員として参画しており、その意見が随時管理運営に反映されるようになっている。

学生に関しては、学生部委員会・学生生活部会が、隔年ごとに「学生生活実態調査」を行い、その中で学生の意見や要望を把握するとともに、学生窓口の業務対応について、学生の昼休み時間に対応できるようにしたり、施設の改善について学生会館ホールの照明の改善や体育館部分の清掃を行うなど、可能なことから順次対応している。

また、教務部委員会FD部会による、「学生による授業評価」を行い、その結果に基づいて、教員による授業改善のみならず、授業と授業の間の時間を少し長くして、学生の教室（講義棟）間の移動に対応できるようにするなど、大学全体の管理運営の改善にも取り組む仕組みが作られている。

体育会（体育系クラブ・サークルを統括する学生組織）、文化会（文化系クラブ・サークルを統括する学生組織）や、学生自治組織としての中央連絡協議会が置かれ、学生部からの提案や学生要求に基づく協議等が行われている。また、学生自治会等も組織されており、学生部を通じて、学生の要望・意見が大学運営に反映される仕組みとなっている。

教員・事務職員等については、教授会、課・係ごとの職員会議によって意見交換・ニーズ把握がされる仕組みとなっている。

学外関係者については、府内高等学校の進路指導担当者との懇談、後援団体である校友会（当該大学の活動を支援する市民・事業者有志の組織）の会議等が行われている。学生の父母・保護者等は、後援会を組織して、課外活動、就職活動の支援等を行っているが、年1回開かれる総会では、父母会員から施設・学習面・学校生活・就職等大学へ様々な要望が出されており、それについて意見交換を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該法人には、京都府公立大学法人定款第8条に基づき、監事2人が置かれている。

監事は、理事会にオブザーバーとして出席し必要な助言を行っているとともに、法人の定期監査等を行っている。また、決算時においては、監査法人とも意見交換をした上で監事の監査報告書を作成するほか、随時、財務について助言及び指導を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

現在事務職員はその大部分が京都府からの派遣職員であり、異動によって当該大学に配置されている。そのため、組織運営やマネジメント関係等職員として必要な能力については、その役職ごとに体系的に京都府が行う職員研修に参加し資質の向上に努めている。

平成21年度京都府職員研修一覧をみると、職務基本研修・実務支援研修・能力開発研修・連携協働研修・人権研修・職場学習支援（新規採用職員指導者研修）について行われている。当該大学からの受講者も5人いる。

また、教務、学務等大学固有の専門的業務については、基本的には各課・担当分野での引継ぎ、オン・ザ・ジョブトレーニングを行うとともに、大学としても新規配属時には新任職員研修を開催し、大学の概要や主な課題等について集合研修を行い大学職員としての自覚と基本知識を備えさせるとともに、会計実務研修等個別専門業務に係る研修等も実施している。

さらに、留学生等の入国管理手続きや財団法人の運営、著作権に係る研修等、個別業務において必要な知識・技術習得のための研修等については、それぞれの専門分野で必要に応じ、積極的に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標に業務改善の項目として、「業務についての適切な評価と見直しを行い、教職員の意識改革を進めるとともに、業務運営の透明性の向上を図る」と掲げられているとともに、運営体制の改善に関する目標として「理事長と学長のリーダーシップによる迅速な意思決定の下で、戦略的かつ効果的な法人・大学運営に取り組むとともに、各部門における権限と責任を明確にして、機動力のある組織体制を構築し、絶えず改善を図る。」「教学と経営との適切な役割分担を行いつつ、経営審議会及び教育研究評議会等の諸機関を円滑に機能させ、戦略的、機能的な組織運営を図る。」「府民に対する説明責任を果たし、透明性の確保と、社会ニーズを適切に反映させる業務運営を進めるため、外部有識者等の積極的な参画と運営状況の積極的な公開を図る。」と掲げられている。

また、行動憲章にも大学運営の項目として「人権の擁護」「学問の独立の尊重」「対話と相互理解に基づく大学運営」「計画的・効果的な資源の活用」「社会に開かれた大学」「教育・研究環境の整備」が行動指針として明記されている。

これらの方針は、これまで大学で培われてきた規範を明文化したものであり、これらを踏まえて、学則

以下諸規程が整備され、管理運営に関わる委員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限等が定められ、ウェブサイトでも公開されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学の活動状況や入試情報等のトピックスについては、ウェブサイト上の「新着情報」等に公開され、蓄積されるとともに、組織、教員構成、学部・学科・大学院の状況、学生・就職の状況、土地・建物の状況等については、大学概要を毎年作成し、冊子として教職員に配付するとともにウェブサイトでも掲載している。

また、5年に一度発行される『飛翔なからぎ～京都府立大学白書』や、『京都府立大学における研究活動の概要－地域・行政・企業との連携に向けて－』（年刊）には、研究成果等も含め詳細なデータが提供されている。

なお、これまでの研究成果等具体的な個々の情報については、「自己点検評価」と「研究者データベース」という2つの側面から別々に収集・管理されていたが、今年度はそれらを統合し、一元的に管理・提供できるよう検討されている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価活動は、自己評価委員会を中心とし、学部を設置されている評価組織である学部等委員会と連携しながら実施している。自己評価委員会には認証評価を担当する認証評価作業グループと、研究に係る外部評価を担当する研究（外部）評価・白書作業グループ、年度計画を中心に評価検証する法人評価作業グループが設置され、相互の連携の下に活動を進めている。

データや資料収集は学部等委員会を中心として行っており、評価は当該データや資料に基づき行っている。特に評価項目については大学評価・学位授与機構、大学基準協会等の評価基準も考慮に入れて、当該大学独自の「自己調査・点検・評価項目」の策定・改訂を行ってきている。

なお、点検・評価の結果については、『京都府立大学自己点検・評価年次報告書』や上記白書によって学内外に公表されているとともに、年次報告書はウェブサイトでも公表されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

外部評価に関しては、評価結果を外部有識者を構成委員に持つ教育研究評議会で審議するとともに、平成20年度は研究分野に関する外部評価を全学的に行い、研究活動の実施状況、研究内容の質、社会・経済・文化への寄与・研究活動上の課題等について評価を受けている。卒業生や就職先の企業等へのアンケート

調査も行っている。

このほか、年度計画に係る京都府が設置する評価委員会での評価も受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

評価結果のフィードバックについては、年次報告書誌上への学内外の意見掲載を行うとともに、学部・大学院の教育の評価結果に関しては、全学FD研究集会を通じて、課題の共有と改善のための議論が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

教育研究活動状況についてはウェブサイト上で随時公開している。また、ウェブサイトへの取組の情報掲載については、学部ごとの責任者による管理の下で全教職員が情報をアップロードすることができるシステム（CMS）を導入しており、学科単位の活動から、全学規模の取組まで、大小の活動情報が迅速に公開され、構成員もアクセスできるようになっている。

日常的な活動状況やその成果についての、ウェブサイト上での紹介は、「新着情報」や「府大ニュース」等として紹介されている。当該大学の組織・運営・教学等の基本情報をまとめた大学概要や個々の教員の活動状況である研究成果等についても「教員データベース」としてそれぞれ毎年収集・更新され印刷物及びウェブサイトで公開されている。

さらに、当該大学主催の公開講座である「桜楓講座」や、大学各教員が行える講演内容を一覧で市町村等に提供し、ニーズに基づき出前講座を開講する「地域文化セミナー」をはじめとして、各種公開講座や各学部・学科主催のシンポジウム等を積極的に開催し、研究成果の地元還元に努めている。

また、図書館が年4回発行している図書館報『なからぎ』においても、図書館の活動内容や利用状況に係る情報提供を行っている。

事業に係る広報体制としては、ウェブサイトのほか京都府が提供する広報メニュー（広報誌『府民だより』、ラジオ、新聞広告等）を活用して情報提供するとともに、当該大学記者クラブにも積極的に情報提供を行い、社会に広く周知できるよう努めている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準5 教育の内容及び方法</p> <p>【優れた点】</p> <p>【意見】 優れた点に「少人数教育が行き渡り、学生一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい指導を行っている」等の表現を加えるなど、本学が行う少人数教育について積極的な評価をお願いしたい。</p> <p>【理由】 本学の特徴である「学生との距離が近い」こと、「全学的に少人数教育が行き渡り、学生一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい指導を行っている」ことや、京都という地域性を踏まえた文学部共通プログラムの一つである副専攻「京都文化学コース」などの固有の取組について、訪問調査においても高く評価していただいたと認識している。 「京都文化学コース」については、今後の取組についての課題もいただいており、評価すべき点として取り上げることは難しいかもしれないが、少人数教育については本学の特色でもあり積極的に評価いただきたいため。</p>	<p>【対応】 「少人数教育」については、【優れた点】には記載しない。 ただし、観点5-2-①の記述を次のとおり修正する。</p> <p>(評価結果の根拠・理由) 観点5-2-① ・・・を行っている。これらはすべて少人数教育方式を取り、TAによる演習、実験・実習の補助を活用して、学生一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい指導を行っている。 これらのことから、授業形態の・・・</p> <p>【理由】 「少人数教育」について、最近は多くの大学で、教養教育や専門教育における実験・実習・演習等を中心にしてきめ細かな指導が実施されている。したがって、当該大学において特に特徴的な事項として積極的に取り上げる必要はないと判断した。 また、副専攻として「京都文化学コース」を設けて特徴を出すべく工夫をした取組と考えられるが、内容的に今後課題が残っており、現時点では「優れた点」に入れることはできない。したがって、評価結果の根拠・理由にはこのような取組を行っていることだけを記載するにとどめた。</p>

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 京都府立大学

(2) 所在地 京都府京都市

(3) 学部等の構成

学部：文学部、公共政策学部、生命環境学部

研究科：文学研究科、公共政策学研究科、

生命環境科学研究科

関連施設：附属図書館、生命環境学部附属農場、

生命環境学部附属演習林、

地域連携センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 1,757人、大学院 317人

専任教員数：155人

2 特徴

本学は、明治28年（1895）4月に創設された京都府簡易農学校（昭和19年（1944）、府立農林専門学校）と、昭和2年（1927）4月に開校した京都府女子専門学校とを母体として、昭和24年（1949）4月に新制大学として発足した。発足時は、農学部と文家政学部の2学部構成であったが、その後、文家政学部が、文学部、福祉社会学部、人間環境学部へと改編され平成9年（1997）、大学院は農学研究科（昭和45年（1970）設置）に始まり、その後各学部を設置された。

府立農林専門学校の設置目的は、京都府地域の農林業の近代化と発展に貢献し、府下各地域で指導的な中堅的担い手となる人材を育成することであり、また府立女子専門学校は、地域住民の女子高等教育に対する強い要望に応えることであった。両専門学校の設立理念は新制大学にも受け継がれ、設置目的を記述した学則第1条には「本学は、学術の中心として、広く知識を授け人格の向上を図るとともに、深く専門の学術を教授、研究し、文化と産業の発展に寄与することを目的とする」とあり、学校教育法第52条（大学の目的）中の文言に加えて、「文化と産業の発展に寄与する」という語句が挿入されている。

平成20年（2008）4月には、公立大学法人へと移行する際に、文学部、公共政策学部、生命環境学部の3学部とそれぞれの大学院に再編された。文学部は、日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科の3学科、公共政策学部は、公共政策学科、福祉社会学科の2学科、生命環境学部は、生命分子化学科、農学生命科学科、食保

健学科、環境・情報科学科、環境デザイン学科、森林科学科の6学科構成である。

公立大学法人へと移行する際に、学則第1条も改訂され、「本学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする」と、公立大学としての性格を明確に表現した。同時に、「京都府立大学の理念」および「京都府立大学行動憲章」を定めて、大学の進むべき方向を、大学構成員と社会とで共有することをめざしている。

本学の特徴の第一は、本学が人文系（文学部）、社会系（公共政策学部）、自然系（生命環境学部）とバランスのとれた中規模総合大学の構成をもち、研究教育能力の高い教員による徹底した少人数教育を特色としている点にある。専任教員1名ごとの学生数は2.8人であり、主要国立大学4.0～12.9人、主要私立大32.1～49.5人（医学系単科大を除く；読売新聞平成20.7.20）と比較しても低い数値である。少人数教育の下で学生の満足度も高い。平成20年（2008）度卒業生のアンケートでは、「満足している」「ある程度満足している」を合わせて、文学部97.9%、福祉社会学部100%、人間環境学部94.5%、農学部99%であり、極めて高い満足度を示している。

特徴の第二は、本学が京都府の設置する公立大学である点である。研究面では、各学部・研究科における基礎研究を展開するとともに、地域貢献型特別研究（府大ACTR）により、毎年10数課題の地域研究・調査研究に取り組み、特色ある研究成果を出している。教育面では、教養教育科目として、京都の文学、京都の歴史、京都の農林業、京都の自然などの科目を開講するとともに、文学部では、京都文化学コース（20科目で構成）を3学科共通で開講し、文学部副専攻と位置づけている。また、公共政策学部、農学関係分野では、京都府との人事交流を進めて、公立大学としての強みを出している。さらに、各種公開講座などを通じて京都府域における生涯学習にも貢献している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の目的

本学は、学則第1条に、本学の設置目的を、また、学則第5条に学科の目的を示している。

本学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。（学則第1条）

本学は、大学院学則第1条に、本学大学院の設置目的を、また大学院学則第6条に専攻の設置目的を示している。

本学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる学術の理論及び応用を教授研究し、世界水準の優れた研究者を養成するとともに、また高度の専門性をもつ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

大学の理念

本学は、本学のあるべき姿と進むべき方向を大学構成員と社会とで共有することをめざして、「京都府立大学の理念」を定めた。

京 都 府 立 大 学 の 理 念

京都府立大学は、2008年（平成20年）4月、京都府公立大学法人としての再出発に際して、学問の府としての歴史的・社会的使命を認識するとともに、京都府民に支えられる府民のための大学であることを自覚し、京都に根ざした魅力的で個性ある京都府立大学の創造に向けて、新たな飛躍をめざす。

1 京都府立大学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

2 京都府立大学は、総合的な教養教育と体系的な専門教育によって、豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、地域社会と国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成する。

3 京都府立大学は、研究者の自由な発想と高い倫理性に基づく独創的な研究を展開し、日本及び世界の学界において最高水準の研究を推進するとともに、京都府を中心とする自然・社会・歴史・文化・産業に関する地域研究を総合的に展開する。

4 京都府立大学は、府民の生涯学習を支援し、府民、NPO、産業界、行政機関、大学等と協力・連携して地域調査研究活動を進め、地域貢献活動を積極的に展開する。

5 京都府立大学は、研究交流や留学生の受け入れ・派遣などの国際交流を活発に展開し、学術・文化の交流を通して、国際社会の相互理解に寄与する。

6 京都府立大学は、学問の自由な発展をめざすため、構成員ひとりひとりの人権を尊重し、自律的・自発的な探究を保障する。また、構成員には、大学自治の精神に基づいて、教育、研究、地域貢献及び大学運営への参加を求めるとともに、公立大学の社会的使命を果たすため効率的な大学運営を行う。さらに、大学の活動全般について自主的な点検と評価を行い、第三者による評価を受けて、それらの情報を公開することにより、府民に対する説明責任を果たす。

3 行動憲章

本学は、「京都府立大学の理念」を実現するため、教育・研究・社会貢献・大学運営の4項目にわたる行動の指針を行動憲章として社会に宣言する「京都府立大学の行動憲章」を定めた。

京都府立大学行動憲章

(前文)

私たち教職員は、本学のあるべき姿を明らかにするために、「京都府立大学の理念」を定めるとともに、この「理念」を実現するため、教育・研究・社会貢献・大学運営の4項目にわたる行動の指針を行動憲章として社会に宣言します。私たちは、この行動憲章にもとづいて、長い文化的伝統を持つ京都の地において、本学が百十余年にわたって府民に支えられつつ学問の府として活動してきた歴史を踏まえ、学生とともに、これからも京都府の知の拠点として、その使命を果たし続けます。そして、自主自律の精神のもと、大学人としての自覚を持ち、豊かな知性と教養、高い専門能力と倫理的判断力を備えた人材を育成し、高度で独創的な研究を推進することによって、自然との共生をはかりながら、地域社会の発展と府民生活の向上、さらには人類の幸福に貢献します。

教育

1 すぐれた人材の育成

私たちは、地域から地球規模にいたるさまざまな問題に自分の力で対処することのできる、高度な知識と応用力を備えた人材を育てます。

2 教職員と学生がともに学ぶ大学

私たちは、学生とともに学ぶ主体として尊重し、学生の知的好奇心にこたえ、個々の学生に応じたきめ細かい教育を行うことにより、自ら学ぼうとする意欲を高めるように努めます。

3 分野にとらわれない幅広い教育の推進

私たちは、専門分野に限定されない幅広い教育を行い、学生が豊かな知性と教養を身につける手助けをします。

4 個性的で高いレベルの専門教育の推進

私たちは、学生が十分に理解できるよう指導に配慮した上で、常に高いレベルを維持しつつ、他では得がたい個性的な専門教育を行います。

5 最高水準の大学院教育

私たちは、大学院生とともに学び、研究を進めることによって、最高水準の大学院教育を行います。

研究

1 高度で独創的な研究の遂行

私たちは、長期的な展望に立ち、さまざまな分野において独創的な世界最高水準の研究を推進すると同時に、人文科学・社会科学・自然科学の各分野にわたる研究の調和的発展をめざします。

2 地域に根ざした研究の推進

私たちは、研究の素材を積極的に地域に求めながら、人びとの知的好奇心から生活の向上、文化や産業の発展にいたるさまざまなニーズにこたえる研究を推進します。

3 自主的で倫理性の高い研究の推進

私たちは、学問の場としての大学にふさわしい自由な発想と高い倫理性、豊かな人間性をもって、地域から地球規模にいたるさまざまな問題の解決をめざす研究を推進します。

社会貢献

1 すぐれた人材の育成による社会への貢献

私たちは、さまざまな分野で活躍することができる能力的・人格的にすぐれた人材を育成することによって、地域及び国際社会の発展に貢献します。

2 地域社会への貢献

私たちは、本学における教育や研究の成果を京都府内外の諸地域に還元することによって、地域の発展と生活の向上に積極的に貢献します。特に、京都府を中心とする地域課題にこたえる調査・研究を重点的に行い、また、生涯学習などを推進して、京都府民のニーズに積極的にこたえます。

3 国際社会への貢献

私たちは、海外の大学などと教育・研究の交流を積極的に行い、留学生や研究者の受け入れと送り出しを推進して、世界の人びととの相互理解を深めます。

大学運営

1 人権の擁護

私たちは、本学構成員の基本的な人権を尊重して、差別・ハラスメントのない大学づくりをすすめます。

2 学問の独立の尊重

私たちは、大学における学問の自由を尊重し、いかなる権力にもおもねることなく、学問の独立の精神を貫きます。

3 対話と相互理解に基づく大学運営

私たちは、教育・研究・社会貢献・大学運営に積極的に関わる意欲を持って、本学構成員が対話を通じて合意を形成できるような民主的な運営をめざします。そのために、各種の大学運営への参画の機会を本学構成員に保障し、人事の自律性をはじめとした各組織の自治を尊重しつつ、大学運営に関する責任を果たします。

4 計画的・効果的な資源の活用

私たちは、府民から負託された資源を計画的かつ効果的に活用することにより、教育・研究を維持・発展させ、本学に課せられた社会的使命を果たします。

5 社会に開かれた大学

私たちは、本学の情報を公開し、主体的に自己点検と評価を行い、社会に対する説明責任を果たします。

6 教育・研究環境の整備

私たちは、意欲ある教員と専門性を身に付けた職員に支えられた教育・研究環境を整備します。また、本学が歴史都市京都の洛北の地に位置することも踏まえ、キャンパス環境をたえず向上させ、安心・安全で美しいキャンパスづくりをすすめます。

4 中期目標

大学の目的・理念、行動憲章を実現するために、中期目標を定めている。そのうち、大学、各学部、大学院の教育等に関する目標は以下のように定めている。

・大学

広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探求し、教育を行うことによって、豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、京都府民の生活の向上に寄与し地域社会と国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成する。

・文学部

人間の文化的・社会的営為に関する人類の英知を継承して、幅広い教養と見識を育むとともに、京都の歴史・伝統・文化の総合的な教育研究や、京都を文化的側面から捉えた学科横断的な教育を特色として、ことば（言語）と文学・歴史と文化遺産にかかわる専門領域を深く探求することを通じて、豊かな人間性と総合的な視野を持ち、現代社会・地域社会が提起する文化的・地域的な諸課題を担い、また国際化する社会にも貢献し得る人材を育成する。

・公共政策学部

生涯にわたる人間発達を多様に実現する社会（福祉社会）を、個人・NPO・地域コミュニティ・企業・行政などが協働して築くために、京都府の行政や関係団体との密接な連携のもと、より高い政策立案能力や問題発見・解決能力を持って公共に携わる人材、地域における福祉や人間形成の担い手となる人材を育成する。

・生命環境学部

「生命」と「環境」を共通のテーマとして、京都府の農林業等の産業や地域社会の活性化に貢献するとともに、安全で安定した食の生産、食環境の向上、生命分子機能の応用、人間生活と住環境及び自然環境と情報環境の向上、森林との共生に第一線で携わることのできる人材を育成する。

・大学院

人文・社会・自然の諸学術分野における理論及び応用を修得させ、世界水準の優れた研究者を育成するとともに、高度の専門性を持つ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持ち、国際化する社会の中で指導的役割を果たし得る人材を育成する。

（京都府公立大学法人中期目標より抜粋 <http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/pdf/cyuukimokuhyou.pdf>）

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、昭和 24 年に現在の名称でスタートする際に、学校教育法に忠実に沿ったかたちでその目的を定めると同時に、府立の大学として、産業や文化の発展に貢献する意思を示した。その後、学部・学科の再編の機会には、大学全体の目的・理念については、この「京都市立大学」としてのスタート時のものを継承しつつ、その具体化を、学部・研究科の目的・理念のレベルで図ってきた。平成 20 年 4 月の法人化、新たな 3 学部、3 研究科への改組にあたっては、今日的な大学の使命・社会的役割に照らして、その充実を図っている。

目的・理念の公表、周知については、各種広報誌を発行し、広く府民・市民の目に触れる機会をつくと同時に、近年では、ウェブページの充実を通じて、更に広範な発信に努めている。また、教職員・学生へは研修やガイダンスの機会など様々な方法で周知を図っている。

今後は、法人化という独立した経営体としての性格を、教育・研究機関としての大学の特性を踏まえて有効に活かしていくことで、目的の達成・成果の向上に努めていくことが求められている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学では、平成 20 年度の法人化と学部・学科、研究科・専攻の改組・改編にあわせて、教育研究の実施体制の改革・改善に取り組んできた。教養教育センターを設置し、専門教育課程との有機的な連携のもとに教養教育の内容の充実、学部・研究科の新課程の実施を支える教務部体制の強化（新たな部会設定など）を図ってきている。

教育研究活動に係る重要事項を審議する教育研究評議会、教授会等についても、従来の評議会機能を高めた教育研究評議会のもとで、学部教授会・研究科会議が、学部・研究科内の委員会組織をもつことなどによって、有効に機能している。

附属施設・センター等については、図書館、農場、演習林など学生の学習・教育支援のための施設が設置されており、また、教養教育、地域連携については、従来のセンター、委員会機能を強化する新設・改組が行われている。それぞれの一層の機能強化については、収蔵力や情報化の点で抜本的な改善が望まれる図書館、大学のエクステンション機能の強化の点で、体制の充実が望まれる地域連携センターなど、今後の取り組みを待つ分野もある。

以上のように、本学の教育研究実施体制は、総じて必要な機能が発揮されるレベルにあるが、今後一層の機能強化・水準アップを目指す取り組みが望まれている状況にあるといえる。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織編成の基本方針は学則に定めており、教育研究を遂行する上での適切な教員配置が行われている。

学部、大学院を併せた学生収容定員ベースでの教員一人当たりの学生数は 8.9～15.8 人であり、学士課程における専任教員と大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員は十分確保されている。

教員の年齢構成は、特定の範囲に著しく偏ることなく、バランスのとれた構成となっている。女性教員の割合は大学全体で 14.4%である。教員の採用は、理系学部では原則公募制としており、文系学部でも公募制を導入している（平成 20 年度以降は、すべての教員採用において、原則公募とすることが定められた）。外国人教員も採用されている。

教員の採用基準や昇任基準については、大学院担当の資格審査を受けることを原則として、教育・研究・地域貢献活動に基づいて評価している。

教員の教育活動の向上に資するため、全教員を対象として、学生による授業評価アンケートを毎年度実施している。

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と関連する研究活動が活発に行われており、特に卒業研究や修士論文作成、博士論文作成の指導を通じて、教員の研究活動が教育に反映される体制になっている。

教育課程を展開するのに必要な教育支援者は適切に配置されている。

基準4 学生の受入

大学の理念及び大学行動憲章を定め、学科の目的を学則に記載し、学科の目的に対応するアドミッション・ポリシーを定めている。それらを記載した選抜要項、大学案内は、京都府内高等学校をはじめとする関係者に広く配布するとともに、大学のホームページでも公表し、広く周知している。

アドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜（前期日程、後期日程）、特別選抜（推薦入学・AO入試）によって、多様な入学者の受け入れを実施している。

留学生、社会人、編入学生の受け入れに際しては、一般の入学者と同じアドミッション・ポリシーによって受け入れている。

学長を責任者とする入学試験委員会が入試実施の全般を統括している。試験問題は、科目別問題作成委員会による試験問題の作成の後、5段階のチェック体制により入試ミスの発生を防止している。試験の実施については、試験監督、警備などの諸業務に関して実施要領等を作成し、関係者に周知徹底の上、適切な実施体制で臨んでいる。合否判定に関しては学務課入試担当の作成した合否判定資料をもとに各学部教員会議が決定している。入学者選抜業務全体を通じて、適切な実施体制により公正に実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の分析・検証については緒についたところであり、入学した学生の成績調査等を踏まえて、各学科・専攻ごとに分析・検証を積み重ねているなど検証方法を含めて検討の余地がある。

学士課程及び大学院博士前期課程においては、実入学者数は入学定員を上回っており、入学定員と実入学者数との関係は適正である。ただし、入学定員を下回った大学院博士前期課程公共政策学専攻については、地方自治体推薦入試制度の創設、留学生に対する入試機会の拡大、入試科目の変更など、すでに入学者確保の方策を講じた。大学院博士後期課程においては、専攻によっては実入学者数が定員を下回る状況が生じており、入学者確保の対策が必要である。

基準5 教育内容及び方法

（学士課程）

教養教育においては、豊かな知性と教養に関する教育に加え、専門教育に必要な、自己学習、論理的・科学的思考に育成、コミュニケーション能力の向上、さらには課題探求型教育や京都という地域性も取り入れ、専門教育への有機的連携を密にしている。また、戦略的大学連携支援事業「京都発国公立大学ヘルスサイエンス系共同大学院の創設と総合的連携による大学力強化」に基づいた大学連携の教養養育の共同化の取組みを進めている。

専門教育では、教育の目的や授与される学位等に照らして、各専門分野に即した体系的な教育課程を編成している。加えて、文学部、公共政策学部では、主題別の特色ある履修プログラムを用意し、卒業時にそれらの修了を認定する制度を設けている。また、生命環境学部では、学科ごとに、専門の講義に加え、実験、実習、演習に重点を置き、各専門分野での技術の取得にも力を入れている。このように、体系だった専門教育に取り組み、高度な専門能力を育成するという教育目的を実現するとともに、各授業科目においては様々な工夫を通じて学生の多様なニーズに応え、研究成果や学術の発展動向を反映し、社会からの要請等に応える配慮を加えている。以上から、教養教育、専門教育を通して、教育課程はその編成の趣旨に沿ったものになっている。

授業においては、練習問題やレポート、小テスト等の授業の工夫によって、学生が十分な学習時間を確保するような工夫によって、単位の実質化への配慮を行っている。また、教育の目的にしたがって、講義、演習、実験、実習等の多様な授業形態の組合せによる教育課程を編成、配置し、それぞれの教育内容に応じた適切な

京都府立大学

学習指導法の工夫を行い、教育課程の編成の趣旨に沿って必要な情報が示されたシラバスを作成し、活用している。

必要な自主学習スペースを確保する工夫や学生の学習状況に対する個別的な把握・指導に努める体制に取り組みなど、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等を組織的に行っている。また、学生の自主的な活動を支援して効果を上げている。しかし、学内での自主学習のためのスペースが決して多くなく、情報処理室の利用が十分にできない現状について、全学的な組織的対応による早急な充実・改善が必要である。

成績評価基準や卒業認定基準が各学則に規定され、学生便覧、開講表（シラバス集）によって学生に周知されている。これらの基準に従って、成績評価、単位認定が行われ、各学部で定めた卒業資格に従って、教授会の議に基づき、卒業資格を認定し、学長は、卒業資格を認定された者に学士の学位を授与している。

学生の成績評価に対する申し出について、学務課教務担当と授業担当教員とが連携して適切に対応しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

（大学院課程）

大学院学則に定められた目的を達成するため、多様な専門科目を配置し、体系的な教育課程を編成している。授業科目の内容は、様々な工夫により学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請、京都という地域性等に配慮し、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

教育課程の編成の趣旨に沿って必要な情報が示されたシラバスを作成し、活用している。

ゼミ・演習等において、文献講読、レジュメやレポート作成と提出・報告、プレゼンテーションにもとづく討論等授業時間外に多くの準備を必要とする課題を課して、単位の実質化に配慮している。

以上のように、大学院教育の目的にしたがって、講義、演習、実験等の多様な授業形態の組合せによる教育課程を体系的に編成、配置し、それぞれの学位において適切な研究指導がなされていると判断される。

戦略的大学連携支援事業「京都発国公立大学ヘルスサイエンス系共同大学院の創設と総合的連携による大学力強化」および「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発」の取組が採択され、大学院におけるヘルスサイエンスや公共政策学の推進がなされている。

複数の指導教員を定め、研究テーマの選定、研究計画作成、研究指導、学位論文に係る指導を、組織的な体制の中を行い、教育課程の趣旨に沿った教育を行っている。TA、RA制度によって、教育能力の育成を行っている。

成績評価基準や修了認定基準が大学院学則に規定され、学生便覧、開講表（シラバス集）によって学生に周知されている。博士学位論文の審査基準は、各研究科専攻で内規等に定めている。これらの基準に従って、成績評価、単位認定が行われ、各研究科で定めた修了資格に従って、研究科教授会の議に基づき、修了資格を認定し、学長は、修了資格を認定された者に学位を授与している。

学位論文審査については、各研究科において内規等によって審査体制を定め、適切に審査を行っている。

学生の成績評価に対する申し出について、学務課教務担当と授業担当教員とが連携して適切に対応しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

基準6 教育の成果

本学の教育目標は、「京都府立大学の理念」および各学部学科のアドミッション・ポリシーとして明確に定められている。その教育目標の達成状況について検証・評価する体制としては、教育の単位となる学科及び学部の教員会議が基本単位として機能しており、さらに全学的には、教養教育センター、教務部委員会が機能しており、重要な事項については、部局長会議および教育研究評議会が機能している。大学院においても、教育の単位である専攻および研究科の教員会議が、教育目標の成果および達成状況を把握し、同時に検証・評価を行

う体制として機能している。したがって、本学においては、学生・院生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われている、といえる。

本学の学生および大学院生の単位取得、卒業認定、資格取得の水準および状況からみて、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果について、学生から見た授業評価の結果は全体として良好である。したがって、教育の効果は十分であると判断できる。

卒業および修了後の進路状況からみると、公務員及び教員志望者を除き、ほとんどの学生が進学あるいは就職を決めているので、各学部学科の人材育成目標に沿って、十分な教育効果が現れている、と判断できる。公務員や教員志望者の就職は卒業後1~2年後に決まることが多いので、それらの結果をふまえると、本学の教育の効果は、卒業生の進路状況からみて全体として十分な成果を挙げている、と判断できる。

卒業時のアンケート結果によると、本学卒業生の満足度は非常に高く、総合的に見て教育の効果はあがっていると判断できる。また卒業して社会で活躍している修了生のアンケート結果においても、卒業時と比べるとやや満足度は下がっているが、本学の教育内容に高い満足度を示している。なお、修了生から指摘のあった外国語教育については、すでに改革を行っている。さらに、本学卒業生が就職している企業等の評価でも、高い評価が寄せられている。したがって、卒業生、修了生の高い満足度、本学卒業生に対する就職先企業等の高い評価からみて、本学の教育は大きな成果を挙げていると判断できる。

以上のことから、本学の教育の目的において意図している、学生が身につける学力、資質、能力、養成しようとしている人材像に照らして、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

基準7 学生支援等

授業の履修・選択に関しては、全学で開講表（シラバス）を発行し、学科・専攻単位で丁寧なガイダンスが行われている。新入生に対しては、一斉ガイダンスを行うと共に学科単位で一泊研修を実施している。学科の方針、卒業研究のための研究室の紹介も、学科単位で適切に行っている。ただし、新入生の理解度やその効果について、満足度の調査が必要である。

クラス担任制が全学で行われており、また、小規模大学である利点を生かし、学生が教員側に相談しやすい体制になっている。しかし、個別の講義に対するオフィスアワーの設定が、全学レベルで望まれる。

全学の学生を対象とした「学生生活実態調査」を通じて学生からのニーズ意見の調査は細かく行われており、加えて各学部・研究科で行われている種々アンケートの利用により学生の学習支援、学生生活に関する学生のニーズを把握することに努めている。

留学生や心身のケアを必要とする学生等に対しては大学として支援している。しかし社会人入学生、編入生に対しては、指導教員を中心とする個別的な対応が中心となっており、今後、組織的な支援体制については改善の余地がある。

自主的な学習環境として、図書館の和洋雑誌の閲覧室、自習室、共同研究室、視聴覚室等が提供されている。また情報処理室も、多数の端末を整備して自由に利用できるようになっており、共に十分に活用されている。しかし、図書館の情報量、情報処理室のコンピューターの数等に学生の増設要望があり、継続的な取り組みが必要である。

クラブ・サークル活動に対しては、顧問教員を配置して支援しており、秀でた成果を収めた者には、学長表彰を行っている。学生自治会、体育会、文化会から構成される中央連絡協議会を設け、学生部からの提案や学生要求に基づく協議などが行われており、課外活動に対し、全学的な支援体制が充分整えられている。

学生の相談・助言体制として、学生相談コーナーを中心に、各学科担任などの協力を得ながら、全学体制で

京都市立大学

対応している。相談内容に応じて、カウンセラー、医師の援助も受けられることになっている。キャンパスハラメントの予防と対応についても、必要な体制が整備され機能している。

基準 8 施設・設備

本学は京都市の下鴨キャンパスを中心に、農場・演習林等の施設を有し、校地面積は 82,300 m²、校舎面積は 26,066 m²である。施設的には校地・建物とも設置基準を満たしていることはもとより、バリアフリー化への対応も、障害者の修学状況に応じ、随時適切な整備・対応が図られている。下鴨キャンパスは、市街地の中でも利便性は高く、周辺の府立植物園、府立総合資料館、コンサートホールなど文化施設も集積しており、京都市内でも学術・文化の発信拠点の一つとなっている。特に、府立植物園や府立総合資料館とは包括協定を締結し、連携協力が進められており、それぞれの施設を教育研究のためのフィールドとして活用できるなど、下鴨地域全体がキャンパスとなるなど環境面でも優れている。

大学として必要な情報ネットワークや図書についても一定水準を確保するとともに、平成 20 年度に実施された中期計画の実施に伴う研究費・全学共通経費の見直しの中で、情報化のリニューアル経費や図書館電子ジャーナル経費が新たに配分されるなど、重点事項として拡充に努めているところである。

施設の利用に当たっても、各種規程やパンフレット等が整備されるとともに、新入生説明会やホームページ等で広く周知されるなど、ルールに従って幅広く活用されている。

本学は府立の大学として、施設の府民開放についても必要な課題であるが、グラウンドやテニスコート、図書館等の施設を府民の利用に供するなど、公立大学として必要な地域貢献に取り組んできている。

一方、学内には老朽・狭隘化した施設も多く存するため、建て替え等の対策を急務としており、京都府が進める下鴨地域の整備構想に合わせて都市型のキャンパスとして整備を進めていくことが必要である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学の教育活動に係る各種データ・資料は、学務課教務担当が「教務システム」を中心に収集・蓄積・管理を行っており、その安定的な運用のためのバージョンアップも行ったところである。また、各学科・専攻においても、学務課教務担当と連携しながら、在籍・卒業・修了学生のデータを収集・管理し、カリキュラムの充実等に活用している。

授業改善については、全学において学生による授業評価を実施している。授業評価においては、学生の評価結果を迅速に科目担当教員にフィードバックし、評価結果を踏まえた授業改善方策につて、各教員のみならず学科・専攻において確認・検証するシステムを導入している。また、以上の取り組みを全学報告書としてとりまとめ、ホームページにより公表している。

教育環境・設備等を含めた学生生活実態調査を隔年で実施し、学生の要望・意見を聴取している。調査結果及び意見・要望は学内関係所属に情報提供し、迅速な対応を図るとともに、対応状況を学内専用ホームページで公表している。

学外関係者からの意見聴取については、平成 19 年度から卒業生及び就職先に対する調査を試行として実施しており、今後、本格的な実施と評価結果の有効な活用について検討していく必要がある。

ファカルティ・ディベロップメントについては、教育課題をテーマとした全学 F D 研究集会を毎年開催し、全学教員の意識啓発や教育課程の充実を図っているところであるが、今後は、これらの取り組みに加えて、授業技法等個別テーマによる研修会の開催や学科・専攻における F D の充実に向けた学内の推進体制の整備が必要である。

さらに、平成 20 年 4 月の法人化を機に、職員及び T A ・ R A 等の教育補助者に対する研修等、その質の向上を図るための取り組みを充実する必要がある。

基準 10 財務

法人化により、設置主体は変更されたが、法人化前に使用していた財産等については法人化後も引き続き活用しており、京都府からの出資形態（土地が無償貸付）により、固定資産の規模は小さいが、本学の目的に添った実質的な教育研究環境は保証されている。

収入面では、運営費交付金が全体の 5 分の 3 を占めているが、設置者の方針により一律削減は規定されており、総額も 20・21 年度と法人化前の 19 年度とほぼ同水準が確保されており、安定的な財源措置が行われている。また、受託事業収入の増減により全体金額の変動はあるがここ数年は増加傾向にあり、授業料収入についても受験生数や入試倍率等も一定水準を保つとともに、さらにキャンパスツアーや府立医科大学との合同による入学説明会の開催など、受験生確保の新たな対策も積極的に行われていることから、今後も安定した収入の確保を見込んでいる。

一方、大学予算は、部局長会議や教員会議を通じて教職員全体に明示されるとともに、配分についても、教育・研究分野への配分方法について見直すとともに、公立大学として府民から求められている地域貢献に係る研究の充実や大学としての重点研究分野への研究費の再配分等を行うなど、大学の目的を達成するための適時・適切な資源配分が行われている。

会計監査体制も法人化により、外部監査人も含めより透明性が高められたところであるが、今後は財務諸表の公表等について、各大学の内容が明確に公表できるよう工夫していくことが求められる。

基準 11 管理運営

平成 20 年 4 月の法人化に伴い、事務局体制が大きく変更され、機能別に再編されたところである。特にこれまで不足していた企画部門を拡充し、様々な新たな業務に取り組んでいる。

学内体制は、学長をトップとし、学長が副理事長として参加する理事会の決定、学長の提案を受けて、部局長会議や教育研究評議会での審議が行われる基本的な運営組織を中心としながら、学部教授会や研究科会議を中心として全学討議に基づく実施という側面も尊重しており、ボトムアップとトップダウンのメリット、デメリットを踏まえた、質の高い運営システムの構築が進められている。

学生、教職員、学外関係者のニーズを大学運営に反映する仕組みは外部委員や上記ボトムアップシステム、各種アンケート調査やFD活動等、様々なチャネルでつくられており、管理運営に適切なかたちで反映されている。

一方、事務局職員の職務に必要な研修等資質向上については、京都府と連携しながら確保されているが、今後は職員の専門性の向上の観点からプロパー職員の検討も含め事務組織の検討を行う必要がある。

本学の構成員が必要に応じて情報等にアクセスできるシステムは、ホームページへの掲載と各種印刷媒体の発行などによって実現している。

自己評価については、全学自己評価委員会と学部等委員会の組織によって、自己点検・評価活動が円滑に行われている。点検・評価の結果については、刊行物及びホームページによって公表されている。点検・評価結果に対する外部の検証については、教育研究評議会への外部委員や研究に関する外部評価は実施されているが、大学運営全体に対してさらに幅広く意見が求められるよう体制整備を検討することが求められる。

評価結果のフィードバック、改善のための取り組みについては、FD研究集会などの機会に行われており、基本的な必要は満たされているが、学部・研究科単位の評価、各種学内委員会による評価をより充実させ、改善に結びつける点では今後さらなる充実を図っていく必要がある。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_kyotofuritu_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-①-1	京都府公立大学法人中期目標
	1-1-①-2	京都府公立大学法人中期計画
	1-1-①-3	京都府公立大学法人年度計画（平成20年度）
	1-1-①-4	京都府立大学キャンパスガイド「緑風学舎」
	1-2-①-1	「京都府立大学の理念」「京都府立大学行動憲章」策定時の検討経過
	1-2-①-2	平成20年度生命分子化学科ガイダンス配布資料
基準2	2-1-②-3	教養教育センターの主な活動について（平成20年度） 平成20年9月10日教育研究評議会報告資料①
	2-1-②-4	教養教育センターの構成 平成20年9月10日 教育研究評議会報告資料②
	2-1-②-5	全学教育目的・目標並びに新しい教養教育の提案 平成20年3月29日付
	2-1-②-6	新教養教育に係る全学説明会資料 平成20年12月26日付
	2-1-②-7	2008年度新入生ゼミナールマニュアル
	2-1-②-8	新入生ゼミナール 開講表抜粋
	2-1-③-1	京都府立大学大学院学則（旧学則）第3条、第4条、第7条
	2-1-⑤-6	京都府立大学地域学術調査研究センター規程（旧規程）
	2-1-⑤-7	府大広報、地域貢献特集号（平成20年11月）
	2-2-①-2	京都府立大学評議会規程（旧規程）
	2-2-①-3	京都府立大学教授会規程 ※ 現在の各学部教授会議事運営内規
	2-2-①-4	京都府立大学教授会規程（旧規程）
	2-2-①-5	京都府立大学文学部教授会議事運営内規（旧内規）
	2-2-①-6	京都府立大学福祉社会学部教授会議事運営内規（旧内規）
	2-2-①-7	京都府立大学人間環境学部教授会議事運営内規（旧内規）
	2-2-①-8	京都府立大学農学部教授会議事運営内規（旧内規）
	2-2-①-9	教育研究評議会記事 平成20年10月8日
	2-2-①-10	文学部教員会議議事録 平成20年2月7・21日
	2-2-①-11	文学研究科会議議事録 平成20年2月4・7日
	2-2-①-12	人間環境学部教員会議議事録 平成19年3月1・6日
	2-2-①-13	人間環境科学研究科会議議事録 平成19年3月1日、平成20年3月6日
	2-2-①-14	農学研究科教員会議（教授会）議事録 平成19年3月5・15日、4月19日、平成20年3月6・21日
	2-2-①-15	福祉社会学部教授会議議事録 平成20年2月4・21日、3月3・21日
	2-2-①-16	福祉社会学研究科会議議事録 平成20年2月4・12・21日、3月6・21日
	2-2-①-17	平成20年4月の改組にともなう、委員会の整理統合図
	2-2-②-2	京都府立大学教育課程運営協議会規程（旧規程）
	2-2-②-3	京都府立大学教育課程等検討委員会規程（旧規程）

京都府立大学

	2-2-②-4	京都府立大学教育職員養成課程運営協議会規程（旧規程）
	2-2-②-5	京都府立大学教務部委員会議事録 平成20年4月28日
	2-2-②-6	京都府立大学教育課程運営協議会議事録 平成20年5月26日
	2-2-②-7	京都府立大学教育課程等検討委員会議事録 平成20年9月22日
	2-2-②-8	京都府立大学教育職員養成課程運営協議会議事録 平成20年5月20日
基準3	3-1-②-1	教員構成表
	3-1-②-2	専門教育科目担当教員一覧表（専任、非常勤の区別）
	3-1-②-3	教養教育科目担当教員一覧表（専任、非常勤の区別）
	3-1-③-1	大学院科目担当教員一覧表（専任、非常勤の区別）
	3-1-⑤-3	平成20年度特任教員、客員教員採用実績
	3-2-①-1	文学部教員選考手続内規、公共政策学部教員選考内規
	3-2-①-2	生命環境科学研究科教員選考内規
	3-2-①-3	文学研究科指導及び担当教員選考手続内規、文学研究科指導及び担当教員の資格に関する審査基準、公共政策学研究科修士課程の授業担当者の審査基準、生命環境科学研究科大学院指導資格基準（科目群別）
	3-2-②-2	学生生活実態調査報告書
基準4	4-1-①-1	入学者選抜要項
	4-1-①-2	大学院学生募集要項
	4-2-①-1	平成21年度特別選抜（推薦入学、アドミッション・オフィス入学）学生募集要項
	4-2-②-1	平成21年度外国人留学生入学案内
	4-2-②-2	平成21年度外国人留学生入学案内（大学院）
	4-2-②-3	平成21年度編入学学生募集要項
	4-2-③-1	平成21年度京都府立大学前期日程入学試験実施要領
	4-2-③-2	平成21年度京都府立大学後期日程入学試験実施要領
	4-2-③-3	平成21年度京都府立大学推薦・AO入学試験実施要領
	4-2-③-4	平成21年度京都府立大学編入学試験実施要領
	4-2-④-1	平成20年度京都府立大学入学者選抜制度等検討専門委員（主任）会議報告
	4-3-①-1	平均入学定員充足率計算表
基準5	5-1-①-1	学生便覧2009
	5-1-①-3	平成19年度学生便覧 第3 教育課程の概要（抜粋）
	5-1-①-4	「主題研究」履修ガイダンス資料
	5-1-①-5	平成21年度3大学連携教養教育単位互換履修ガイド
	5-1-②-1	自由科目の扱いについて（平成21年度開講表（1～2回生用）から抜粋）
	5-2-②-2	学生による授業評価に対する担当教員の報告書（個別報告書）（平成20年度前期）
	5-2-③-2	情報処理室 利用の手引き
	5-3-①-1	採点簿（OCRシート）と記載方法について
	5-4-①-1	大学院学生便覧2009
	5-4-①-2	大学院開講表
	5-4-②-1	公共政策学研究科 京都府、NPOと協働した公開講座「地域協働オープンワークショップ」

	5-6-①-1	公共政策学研究所 「課程博士の申請・授与について」
	5-6-①-2	文学研究科国際文化専攻修士課程 「平成 20 年度修士学位論文に関する日程」「修士論文執筆・提出要領」
	5-6-②-1	京都府立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱
	5-6-②-2	京都府立大学リサーチ・アシスタント取扱要綱
	5-6-②-3	京都府立大学との西安外国語大学との交流協定書
	5-6-②-4	京都府立大学国中文学会会則
	5-6-②-5	京都府立大学英文学会 規約、学会誌『コルヌコピア』投稿規定、履修ガイダンス資料（3. 学会発表、学術雑誌への投稿）
	5-6-②-7	京都府立大学福祉社会研究会 福祉社会フォーラム開催状況、『福祉社会研究』目次
	5-7-②-1	文学研究科国文学中国文学専攻「課程博士の学位申請について」
	5-7-②-2	公共政策学研究所「修士論文の作成・提出について」（履修ガイダンス資料）
	5-7-②-3	生命環境科学研究科「博士学位授与審査基準」
	5-7-②-4	生命環境科学研究科博士学位審査細則
基準6	6-1-⑤-1	平成 19 年度卒業生及び就職先への調査集計結果
基準7	7-1-①-1	新入生合宿研修実施状況
	7-1-①-3	新入生ガイダンス案内・資料
	7-1-②-1	教職員メールリスト（学内専用）
	7-1-②-2	オフィスアワーの設定その他の方法による学生への助言実施状況
	7-1-②-3	卒業時のアンケート調査結果
	7-1-④-1	留学生ガイドブック
	7-1-④-2	留学生に対する取り組み状況
	7-1-④-3	留学生チューター制度利用の手引き
	7-1-④-4	身体に障害がある学生への受講措置
	7-1-④-5	障害のある学生の在籍状況
	7-1-④-6	視覚障害のある学生に対する学習支援の指針
	7-1-④-7	学生相談総数の推移
	7-2-①-1	情報処理室利用実績
	7-2-①-2	各学科等からの自主的学習環境と情報処理機器等に関する情報
	7-2-②-1	中央連絡協議会規約、クラブサークルリーダー会議
	7-2-②-2	救命救急講習
	7-2-②-3	関西公立大学総合競技大会や京滋公立大学総合競技大会案内および全学休講措置
	7-2-②-4	京都府立大学学長表彰規程
	7-2-②-5	課外活動による大学会館、大学施設利用実績
	7-3-①-1	保健関係資料（健康受診状況など、平成 19 年度）
	7-3-①-2	学生相談コーナーパンフレット
	7-3-①-3	学生相談コーナー利用状況まとめ（平成 20 年度）
	7-3-①-5	就職活動の手引き
	7-3-①-6	企業研究セミナー

京都府立大学

	7-3-①-7	就職相談について
	7-3-②-1	授業料等の減免等に関する取扱要綱
	7-3-②-2	被災者授業料免除に関する措置
	7-3-②-3	新潟県中越沖地震で被災した入学志願者救済について
	7-3-③-1	授業料減免 年度別推移状況
基準 8	8-1-①-1	府立植物園・府立総合資料館及び府立大学の連携に関する包括協定書
基準 9	9-1-②-1	大学院授業アンケート調査結果
	9-2-①-1	第9回全学FD研究集会次第
	9-2-①-2	新任教員研修次第
	9-2-②-1	新規転入等職員の研修次第
	9-2-②-2	京都府立大学窓口対応スキルアップ研修会スケジュール
基準 10	10-1-①-1	財務諸表 (第1期平成20年度)
	10-2-③-1	平成20年度研究費配分の見直し資料
	10-2-③-2	地域貢献型特別研究の概要
	10-2-③-3	重点戦略経費の概要
基準 11	11-1-①-1	事務局等の主な業務内容
	11-1-①-2	災害対策に係る行動マニュアル
	11-1-⑤-1	平成20年度京都府職員研修一覧
	11-3-①-1	自己評価委員会体制図